

田中内閣における中日国交正常化と 大平正芳（その三）

倪 志 敏

はじめに

I 戦後国際秩序の急変

1 中米関係の転換

- (1) ニクソン政権の対中接近とその背景
- (2) 中ソ対立の激化と中国による外交戦略の大転換
- (3) キッシンジャー秘密訪中
- (4) ニクソン訪中と「上海コミュニケ」

2 「ニクソン・ショック」と迷走する佐藤内閣

3 大平正芳による世界潮流への洞察と反佐藤宣言

4 中国の国連における合法的地位の回復

II 中日国交正常化機運の高まり

1 超党派による日中復交議連の結成

2 躍動する野党外交と「中日国交回復3原則」

3 「周恩来4条件」と日本経済界の中国傾斜

4 自民党総裁選と田中、大平、三木3派協定

(以上45巻5号)

III 中日国交正常化のプロセス

1 田中内閣の成立

2 周恩来による積極的な対日アプローチ

3 大平正芳・孫平化会談

4 周恩来・竹入義勝会談（以上46巻5号）

5 大平自主外交への推進

(1) 「甘え」の対米外交への反省

(2) 台湾問題の勇断

(3) 党内のコンセンサスの形成(以上本号)

6 中日国交回復への布石

7 「中日共同声明」の調印

VI 結 論

1 中日国交正常化の決定要因

2 「72年体制」の定義とその意義

3 中日国交正常化における大平正芳の役割

III 中日国交正常化のプロセス

5 大平自主外交の推進

(1) 「甘え」の対米外交への反省

1972年7月19日、大平正芳外相は外務省を訪れたインガソル（Robert S. Ingersoll）アメリカ駐日大使と会談し、「田中内閣は〔日中〕国交正常化の実現を目指し、既にその具体的検討に入っている」²⁶⁴⁾と通告した。予想以上に急ピッチで進められている日中国交正常化の動きに対し、アメリカは一抹の危惧の念を抱いた。8月8日、ジョンソン（U. Alexis Johnson）政治担当国務次官は下院外交委小委員会において、「20年以上の間、西側諸国の結束の基盤であった共産主義による侵略の恐怖に対抗するため—という“セメント”は緩み始めた。その結果、同盟諸国は争って共産各国との関係改善を図っている。だが、視野の狭い国家的利益の追求は、同盟諸国の結束を崩壊させるだけであり、我々は慎重かつ細心でなければならない」。「米中関係は戦争

264) 「日中復交 既に具体的検討段階 外相、米大使に説明」『朝日新聞』1972年7月19日夕刊。

発生の脅威に繋がらない限り、大統領選挙の行方を左右する要素とはならない。しかし日本にとっては政府の交替にも繋がりがねない重大な問題である。同盟国である日米両国が中国との二国間関係をお互いにどう調整するかという問題は、極めて大切な日米関係の課題でもある」²⁶⁵⁾と発言した。ジョンソン発言は暗に田中内閣の進める日中国交正常化を指して、共産中国への急速な接近に警告を発し、「自由諸国の団結」を「乱すな」とこれを牽制したものである。

既に田中内閣成立前の4月21日、アメリカ国家安全保障会議は、「日本はアジアの多極化時代に対応する」²⁶⁶⁾という文書を作成し、まもなく実現する沖縄返還(5月15日)の結果、アメリカの対日交渉上の立場に大きな変化が起こることを予測した。ほぼ時を同じく、国務省が纏めた「日本の国内政治情勢」という資料の中では、「総裁選とその結果として出現する新しい政府は、アメリカに影響を及ぼす。……日米関係の行方は、福田が一番良い影響を与えるであろう。大平が〔は〕一番影が薄い。田中の態度が最も未知数だ」²⁶⁷⁾と、佐藤栄作の後継者について分析を加えながら、日米関係の将来像について総括的に論じている。6月に入ると、ジョンソン国務次官やグリーン(Marshall Green)国務次官補らは、牛場信彦駐米大使らに「安保堅持」でしきりに念を押していた²⁶⁸⁾。田中内閣成立後、ロジャース(William P. Rogers)国務長官は、ニクソン(Richard M. Nixon)大統領に宛てたメモランダムにおいて、「田中は、大平外相に大きな信頼を寄せているので、アメリカが関心を持つ多くの事柄に関して、彼の意見に従うものと思われる。大平は自民党内の大派閥の長であり、北京、モスクワ、台北との関係を扱う戦略家として豊かな経験がある」²⁶⁹⁾と田中内閣の外交は大平によって決定されると判断した。

アメリカが最も憂慮しているのは、「極東条項」と「台湾条項」の2条項である。1960年1月19日に調印された「日米安全保障条約」の第6条では、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」²⁷⁰⁾と明記されている。旧安保条約第1条にも、同様の条項が盛り込まれていた。それがいわゆる「極東条項」である。1960年2月26日、日本政府は統一見解を発表し、「極東」の範囲を「フィリピン以北並びに日本及びその周

265) 「自由諸国の団結乱すな 米国務次官が警告」『朝日新聞』1972年8月9日夕刊。

266) JAPAN ADJUSTS TO AN ERA OF MULTIPOLARITY IN ASIA, April 21, 1972. NIXON NSC FILES, HAK Office Files, Country Files-Far East, Box102.

267) 「日本の国内情勢」(日付不明) 加瀬みき編著『大統領宛日本国首相の極秘ファイル』毎日新聞社 1999年8月 155頁。同書は、アメリカの公文書を用いながら、吉田茂から大平正芳までの日本の歴代首相に対するアメリカ外交政策担当者の評価と分析を解説している。しかし、抜粋された多くの公文書は作成の日付が記されておらず、まさに玉に疵である。

268) 若月秀和『「全方位外交」の時代 冷戦変容期の日本とアジア 1971～80年』日本経済評論社 2006年1月 45頁。

269) 「日本国田中首相及び大平外相との会談」(日付不明) 前掲『大統領宛日本国首相の極秘ファイル』174頁。

270) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(1960年1月19日) データベース「世界と日本」<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/>。

辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている」²⁷¹⁾と定義した。1969年11月21日、「ニクソン・佐藤共同声明」の第4項には、「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」。「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとって極めて重要な要素である」²⁷²⁾といわゆる「韓国、台湾条項」が盛り込まれた。更に、日米共同声明発表の直後に行われた佐藤首相のナショナル・プレスクラブにおける演説で、万一韓国、台湾に対する武力攻撃が発生した場合、これに対処するための米軍の日本国内施設、区域の使用について、「日本政府は、……事前協議に対し前向きにかつ速やかに態度を決定する方針である」²⁷³⁾と明言し、アジアの紛争に対する日米協同介入の姿勢を強く押し出した。

中国封じ込めの「不後退防衛線」の中心拠点に位置する日本が、もし中国との国交正常化を達成し、台湾を中国の領土と認めれば、その結果として、台湾は極東の防衛範囲から外され、台湾条項は事実上有名無実となる。それは直接に日米安保の空洞化に繋がり、日米安保体制を根幹から揺るがす問題でもある。8月10日、国家安全保障会議メンバーのホルドッジ (John H. Holdridge, Senior member of NSC) は、ニクソン大統領に向けた勧告である「田中・大平との会談について」²⁷⁴⁾をキッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領補佐官宛に送付した。その中で、ホルドッジは田中内閣が日中国交正常化を実現するため中国の「国交回復3原則」²⁷⁵⁾へ歩み寄っており、その結果として、「(a) 台湾の国際的地位が著しく損なわれること、(b) 「米華相互防衛条約」の法的根拠の正当化が困難となること、(c) 日本の見地から見て、在日米軍基地が中共の台湾解放作戦に対し台湾を守るためにもはや使用できなくなること、(d) 日米安全保障条約の範囲に実質的影響を与えること、であろう」と、「ニクソン・佐藤共同声明」の精神が一方的に骨抜きとされる危険性があると警告すると共に、これを厳しく批判した。「国交回復3原則」を如何に処理するかという問題は、日米関係の根幹及び極東の安全保障問題に関わる重大事であると指摘した。ホルドッジは、更に日中国交正常化交渉が日米関係に及ぼすマイナスの可能性に言及しつつ、台湾問題については、台湾海峡の政治的・軍事的現状が維持されるべきであり、曖昧な妥協は許さないとする確固たる姿勢を示すべきだと献言した。同文書からアメリカ政府の主たる関心は日中国交正常化問題、及び台湾問題における日米協調であったことが明確に看取でき、日本がアメリカの国益に反する方向へ独走することへの強い警戒感を滲ませたものであった。ア

271) 「『極東』の範囲」(1960年2月26日 政府の統一見解) http://www004.upp.so-net.ne.jp/teikoku-denmo/no_frame/history/kaisetsu/other/nichibei_ampo1960.html.

272) 「佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明」(1969年11月21日) 前掲データベース「世界と日本」。

273) 「プレスクラブでの首相演説要旨」『朝日新聞』1969年11月22日夕刊。

274) Your Meeting with Tanaka and Ohira (FOR THE PRESIDENT'S EYES ONLY RE: TANAKA MEETINGS). NATIONAL SECURITY COUNCILS. From John H. Holdridge to Henry A. Kissinger, August 10, 1972. NIXON NSC FILES, VIP VISITS, TANAKA VISIT (Hawaii) August ~ September, 1972. Box926.

275) 「中日復交3原則」は、以下の通りである。① 中華人民共和国政府は中国を代表する唯一の合法政府である。② 台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部である。③ 「日台条約」は不法であり、無効であって、廃棄されなければならない。

アメリカ政府は日本政府にその基本的な外交姿勢を伝達すべくとし、また日本政府による対中国交正常化の真意を探るため、キッシンジャーの日本派遣を決定した²⁷⁶⁾。

8月19日、大平・キッシンジャー会談が行われ、大平外相はキッシンジャーに対して、「日本が中国問題について踏み込みすぎているのではないか、あるいは急ぎ過ぎているのではないか、と訝り始めている米国の姿勢は驚くに値しないが、日本政府は我々自身の手で問題を解決すべき時がやってきたのだと考えている」²⁷⁷⁾と対中自主外交への推進を告げた。同日、キッシンジャーはニクソン大統領に宛てたメモランダムで、訪日によって明らかとなった日本政府の基本的姿勢について、「田中内閣は対中〔国交〕正常化に向かって急速、かつ頑なな姿勢で動きつつある。……日本に日中早期〔国交〕正常化という（政治的）コンセンサスがあることは否定し難く、彼らは米国より先に中共と外交関係を樹立するかもしれない。田中が10月1日の国慶節（中共政府の建国記念日）に訪中することは不可能ではないだろう。しかし、日台関係は殆ど、あるいは全く考慮されなかった。台湾との文化的・経済的絆を維持する努力はいくらも行われたのであるが、日本人は対中共正常化に夢中となっており、他の政治問題（ヴェトナム問題さえ）についてはほんの些細な関心を示すだけだった」²⁷⁸⁾とコメントした。

大平外相がキッシンジャーに対し中国問題は自分の手で解決するとの決意を表明したのは、その機敏な時代認識によるものである。戦後、東西冷戦の荒波の中で、吉田茂は対米協調を基軸とする戦後外交を確立し、日本の復興に専念した。それ以降、日本歴代内閣も日米協調路線を踏襲し、それから逸脱する政権は1つも現れなかった。しかし、米中接近によって、米ソ2極とする冷戦構造が大きく変えられ、新たな米中ソ3角関係が形成されたのみならず、日本の戦後外交の羅針盤を打ち壊すような衝撃を生み、太平洋同盟を変容させることになった。大平は世界政治の多極化時代が既に到来したと認識し、対米依存の戦後外交の総決算を呼びかけた。

大平の時代認識を明らかにするために、田中内閣が成立する前の大平の言論を振り返りながら、論を進めてゆく。1971年12月2日、野にあった大平（宏池会会長）は、自民党本部で開かれた「政党政治研究会」の会合の席上、「米国の世界政策はここ2、3年来、大きな変化を見せている。アジアから漸次武力を撤退させ、同時に米中和解も進んだ。こういう状況のもとで、日米安保が現在のままでいいのか、それとも改定を必要とするのか、……将来の大きなイシュー（問題）として、真剣に考えねばならない」²⁷⁹⁾と、日米安保体制の現状にはっきりと疑問を提起し、日米安保体制の再検討が、日米関係の調整の上からも迫られた課題であることを強調した。

翌72年5月7日、ポスト佐藤をめぐる角逐が展開されつつあった中で、大平は「平和国家の行

276) William P. Rogers. Your Meeting with Japanese Prime Minister Tanaka and Foreign Minister Ohira. August 18, 1972. NIXON NSC FILES, VIP VISITS, TANAKA VISIT (Hawaii), Box926.

277) Memorandum of Conversation, NIXON NSC FILES, VIP VISITS (Hawaii) 31 Aug ~ 1 September, Box926.

278) Memorandum for the President, From Henry A. Kissinger. Highlights of my second visit to Japan. August 19, 1972. NIXON NSC FILES, HAK office File, Country Files-Far East, Box102.

279) 「“安保”再検討の時 大平氏『米中』の変化で見解」『毎日新聞』1971年12月2日夕刊。

動原則」²⁸⁰⁾を題とする演説を行い、その外交の骨格がまとまった。その中で、大平は、「戦後四分の一世紀に亘って、わが国は対米協調を主軸とする外交を展開してきた。即ち、わが国は険しい世界政治に深くコミットすることを避け、日米安保条約に自らの防衛を委ねつつ経済の復興と自立に専念してきた。そしてそれはそれなりの成果を収めえたのである。しかし、その間に、アメリカの指導力は次第に弱化し、わが国の経済力は強まった。かくして、いわゆる対米依存の時代は終わり、日本は、これまでの外交と防衛の政策について改めて自主的な対応を迫られるようになった」と日米関係が転換期に来ているという認識を示した。そして、大平は国際政治が多極化しているとの認識を示した上で、アジアの平和と安定を創出するためには、「日、中、米、ソの四大国、とりわけ日中両国が、何らかの形でこの地域に平和の条件を作り出すよう努力し、もし紛争が生じた場合にも、それを早期に解決できるような仕組みをつくること、最も必要になってきた」と新しい国際情勢に適合した多角的・地域的な安全保障の枠組みの必要性を指摘した。続いて、大平は日本外交の第1の課題として日中国交正常化を挙げ、「安定性のあるアジアの平和の条件を創り出すことは、平和国家としてのわが国の当然の義務である。我々は、アジアの平和に責任を持つ日中両国の永久の和解を成し遂げるため、両国の国交の正常化を急がねばならない」と強く訴えた。

8月11日、大平外相は日米協会主催の昼食会において、日本外交の基本方針について演説した。大平外相はの中で、日米両国の協調関係がどうあるべきかについて、「戦後の、いわば保護者と、被保護者との関係から発展し、ようやくパートナー同士の関係を志向する新時代に踏込んだ。従って、これまでのように漫然と、何ごとによらず米国に甘え、または依存するということであってはならない」と、対米依存を基軸にしてきた戦後外交が大きな転換点を迎えたと言き、日米両国の対等な外交関係を推進していく考えを明らかにした。「緊密な日米関係は、日米両国が中国やソ連との平和共存の政策を進めていくことと両立し得るし両立させなければならない」²⁸¹⁾と述べ、多角的な外交の展開の重要性を改めて強調した。

以上のような発言が端的に示すように、大平は米国の衰退と国際政治の多極化という時代認識に基づき、米国に過度に依存する戦後外交の危険性を意識し、自律的で多角的な外交を求めた。大平外相は戦後の「甘え」の対米外交を深く反省し、日中国交正常化を対米依存の戦後外交からの脱却の試金石として位置をつけると同時に、日米安保条約と日中国交正常化の2本立てで東アジア地域の平和を保とうとした。その外交理念は、後の大平内閣で誕生した「環太平洋連帯構想」の原型となる。

大平外相の秘書官であった真鍋賢二は「オヤジさんは、対米従属あるいはアメリカ追随外交という言葉は決して口にせず、これは『甘え』と言っている。『甘え』があるうちは、真に相手国の主権を尊重した理解も友好も成立しない、それでは対等外交は期しがたいというのが、オヤジ

280) 大平正芳「平和国家の行動原則」（1972年5月7日）大平正芳回想録刊行会『大平正芳回想録 資料編』1982年6月所収 213頁、215頁及び219頁。

281) 「米への“甘え”なくし 対等外交を推進 外相が演説」『毎日新聞』1972年8月12日。

さんの基本的な考え方であった」²⁸²⁾と記している。

戦後外交からの脱却を目指す大平外相は、8月31日田中首相に伴われて羽田を発ち、ハワイで行われる日米首脳会談に臨んだ。1972年2月の中米首脳会談で、周恩来総理に対して再び「瓶のふた論」を展開し、日米安保体制は日本の軍事力強化への抑止になると論破したニクソン大統領は、自ら二刀流の外交手法を用いて日本の性急な対中国交正常化を牽制した。8月31日に開かれた第1回田中・ニクソン会談で、ニクソンは、「日米両国が中国政策で同一の立場を取る必要性はないが、この問題をめぐって、両国が対立に陥らないことが最も重要である」と述べ、中国との国交正常化交渉に当たっての日本側の慎重な行動を求めた。これに対し、田中首相は、「対中国交正常化を望む潮流は止め得ない。日中国交正常化に踏み切らないとする選択肢は不可能であり、かつアジアの安定という視点からも、日中国交正常化はアメリカの利益に究極的に適う。……もし日本が中国に外交的道筋を開いたなら、『封じ込め政策』を追求していた時のような中国の強い敵意を招くことは避けられるだろう」と、日中国交正常化は逆らうことのできない歴史の流れであることと、アメリカの「中国封じ込め政策」が既に破綻を来たしているという認識を示した。

しかし、かつての「封じ込め政策」に対する批判を前提に対中政策を語る田中首相に対し、ニクソンは、「我々と中共政府は、『上海コミュニケ』において、台湾問題について不同意であることを同意したのである。我々は、国府が国際金融機関に留まることを援助すべく経済面でできるだけのことを行うし、国府を活力ある強い経済力を持つ国家として維持することについても同様に努力する」²⁸³⁾と論駁した。一方、首脳会談と同時並行的に日米外相会談が持たされた。大平外相は会談の席上で、日中国交正常化を目指すに至った背景を説明し、中国との国交正常化に向けて行動する時期が既に来ていると告げた²⁸⁴⁾。9月1日の第2回首脳会談の席上で、ニクソンは更に、「米国の対中政策は、あくまでも『上海コミュニケ』に準拠しつつ中共との関係を持続することにある。その理由は、米国は現に国府を援助しつつあり、中共政府は国府と関係を持つ如何なる国家とも外交関係を持たないからである。しかし、米国政府は公式外交関係なき健全な関係を米中間に如何にして維持するか、を追及していくであろう」²⁸⁵⁾と語った。ニクソンの発言は、即ち、アメリカが「極東の安全保障の要」である台湾防衛への関与をあくまでも継続するというメッセージを大統領自身の口から日本政府首脳に明らかにしたものであり、「上海コミュニケ」に込められたアメリカ政府の真意について再び日本側の注意を促したのである。

また、2006年5月に解禁されたアメリカの外交文書の中では、次のように記されている。キッシンジャーは8月31日に行われたアメリカの内部協議会の席上、「〔日本は〕対中関係正常化を不

282) 真鍋賢二『私の見た大平正芳 その素顔と姿勢』1976年12月 145頁。

283) Prime Minister Tanaka Call on President Nixon. NIXON NSC FILES, VIP VISITS Tanaka Visit (Hawaii), 31 August~1 September. Box926.

284) 前掲『大統領宛日本国首相の極秘ファイル』180頁。

285) Prime Minister Tanaka Call on President Nixon. NIXON NSC FILES, VIP VISITS Tanaka Visit (Hawaii), 31 August~1 September. Box926.

適切な拙速さで進めているだけではない。中国の建国記念日に合わせて訪問しようとしている。すべての裏切り者の中で日本は最悪だ」と、日本を厳しく指弾しながら、日本人を蔑む「ジャップ」という言葉を使って強い怒りを表した²⁸⁶⁾。

しかるに結局、「ニクソン・ショック」を巻き起こしたアメリカは日本の対中国交正常化を了承せざるを得ず、9月1日の日米共同発表では、日中関係について、「両者は、総理大臣の来たるべき中華人民共和国訪問も、アジアにおける緊張緩和への傾向の促進に資することとなることをともに希望した」²⁸⁷⁾と謳われた。

こうして、大平外相は戦後日本の外交政策に大きな転換を成し遂げ、日米安保条約の維持と中華人民共和国との国交正常化という、20年以上に亘り日本の国内政治を分断してきた2つの相容れない目標を調和したのである。

(2) 台湾問題の勇断

大平外相に命じられ、台湾問題処理を担当した当時のアジア局参事官であった中江要介は、『日中関係と言うけれど、実際は日台関係であり、それを裏返せば日日問題でもあった』というのは大平外相の口癖だった。つまり、台湾問題を如何に処理するかは日中国交正常化の成否を決する問題であるのみならず、戦後日本の対中政策を根底から覆す意味を持つ問題でもある²⁸⁸⁾と証言する。

大平外相による台湾問題への対応を跡づけるため、台湾問題が生じた経緯について辿っておく必要がある。

1949年10月1日、国共内戦に勝利を勝ち取った毛沢東の率いる中国共産党は、中華人民共和国（以下、人民中国と略称する）の建国を宣言し、かつての中華民国が持つ中国の主権と領土、すべての権利、権原を継承した。それによって、中央人民政府は中国人民を代表する唯一の合法政府となり、人民中国は全中国の国際社会における唯一の合法代表となった。外交政策に関して、中国の指導部は自国の国家安全保障の視点から、「向ソ一辺倒」と踏み出し、ソ連を初めとする社会主義陣営に属することを明示した。翌50年2月14日、「中ソ友好同盟相互援助条約」が締結され、人民中国はアメリカを初めとする資本主義陣営との対決の姿勢を鮮明に打ち出した。一方、国共内戦に敗れた蒋介石の率いる中国国民党の中華民国政府（以下、国民政府と略称する）は、同年12月7日に中国の台湾省に退き²⁸⁹⁾、全中国を代表する歴史的地位の終焉が告げられた。

かつて国民政府を中心とする中国の平和的統一を実現させるため、「扶蒋反共」（蒋介石の国民党を支え、共産党に反対する）を基幹とする中国政策を推し進めてきたアメリカは、国民政府の敗北によって、中国をアジアにおける共産主義封じ込めの主要な協力者にするという対日戦争終

286) 「日本は最悪の裏切り者だ」『朝日新聞』2006年5月28日。

287) 「田中総理大臣とニクソン大統領の共同発表」（1972年9月1日）前掲 データベース「世界と日本」。

288) 中江要介・当時のアジア局参事官、元駐中華人民共和国大使へのインタビュー記録。2005年9月2日、渋谷にて。

289) 林金莖『戦後の日華関係と国際法』有斐閣 1985年5月 54頁。

結前後の構想は崩壊した。翌50年1月5日、トルーマン（Harry S. Truman）大統領は中国問題に関する声明において、「合衆国は、台湾また中国のその他のいかなる領土を略奪しようとする意図も持っていない。合衆国は、今の時点において、特別な権利、即ち特権を得、あるいは台湾に軍事基地を建設する意図をも持っていない。合衆国政府は、合衆国を中国の国内紛争に巻き込むことになる道を辿ることはない。同様に、合衆国政府は台湾にいる中国軍に対して軍事援助を提供したり、助言を与えたりすることはない」²⁹⁰⁾と台湾に介入せず、国民政府に軍事援助を与えない方針を明確した。そして、1月12日、アチソン（Dean G. Acheson）国務長官は記者会見で、アメリカの防衛ラインをアリューシャン列島、日本、沖縄、フィリピンと定義し、台湾を防衛範囲から外すことを明らかにした²⁹¹⁾。この時期のアメリカは、国民政府を見捨てる政策を取り、「和平演変」（Peaceful Change or Peaceful Evolution）という戦略の下で中国国内の変動と中国共産党のチトー化を期待した。一方、民国政府の運命は尽きるかに見えた。

中国情勢が激動する中、東西冷戦は東アジアに蔓延し、1950年6月25日北朝鮮軍の38度線突破南下によって朝鮮戦争が勃発した。ドミノ現象による東アジアの共産化を危惧したアメリカは、台湾不介入宣言を翻した。6月27日、トルーマンは朝鮮戦争への武力介入に踏み切ると同時に、第7艦隊による台湾海峡の封鎖及び台湾の中立化を強行する命令を下し、中国の主権と領土保全を恣意的に侵犯した。アメリカの挑発を座視できない中国は迅速に反応し、翌28日、毛沢東中央人民政府主席は、中央人民政府委員会第8次会议で、「トルーマンは今年1月5日、アメリカは台湾不干渉と言ったが、今や彼はこれが虚言であることを自ら証明した。彼はアメリカの中国内政に不干渉に関する全ての国際協約を破った」と厳しく非難する一方、「全国人民と全世界人民は団結して、アメリカからのいかなる挑発をも打ち破ろう」²⁹²⁾と宣告した。同日、周恩来外交部長は中央人民政府を代表し、「27日のトルーマン声明とアメリカ海軍の行動は、即ち中国の領土に対する武力侵略であり、国連憲章を根本的に破壊するものである」。「アメリカ帝国主義者がどのような妨害行動を行なおうとも、台湾が中国に属するという事実は、永遠に変えることができず、これは歴史的事実であるばかりでなく、『カイロ宣言』、『ポツダム宣言』並びに日本降伏後の現状が肯定しているところである」²⁹³⁾と厳正に声明した。

燃え盛る戦火が中国国境に迫る中で、10月5日、中共中央政治局は朝鮮出兵という大きな決断を下した²⁹⁴⁾。10月19日夜、「中国人民志願軍」（中国人民義勇軍）は雄々しく意気盛んに朝鮮に出動し、25日から米軍と直接戦火を交え始めた²⁹⁵⁾。朝鮮戦争を契機に、アメリカは政治、経済、

290) “Statement by President Truman” (Jan. 5, 1950) (U. S. Department of State Bulletin, Vol. XXII, NO. 550, January 16, 1950, p. 79).

291) U. S. Department of State Bulletin, Vol. 22 (January 23, 1950), pp. 115-116.

292) 逢先知・金沖及主編『毛沢東伝（1949—1976）』中央文献出版社 2003年12月。

<http://cpc.people.com.cn/GB/69112/70190/70192/70271/4766112.html>

293) 「アメリカの台湾侵略を非難する周恩来外交部長の声明」（1950年6月28日）日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第3巻 1976年7月 129頁。

294) 前掲『毛沢東伝（1949—1976）』<http://cpc.people.com.cn/GB/69112/70190/70192/4766148.html>

295) 金沖及主編・劉俊南・譚佐強訳『周恩来伝 1949—1976』（下）岩波書店 2000年12月 49頁、54頁。

軍事の三面から中国封じ込めを目指し、台湾に立て籠もる民国政府を反共のトリデに仕立てあげた。台湾は世界冷戦構造の有力な一員として組み込まれ、東側に対する重要な最前線基地として位置付けられた。アメリカを後ろ楯として、中国の一地方政権に転落した国民政府は、全中国を代表する唯一の正統政府というフィクションに固執し、台湾海峡を挟んで中央人民政府と対峙し合った。それによって、台湾問題が生じた。

中米両国の深刻な対立は台湾解放と中国統一を遮断し、台湾問題が生じたのみならず、戦後中日関係にも大きな影を落とした。日本を一日も早く太平洋反共防衛線の橋頭堡に変えようを目指すアメリカは、非軍事化・民主化を基調とする連合国の対日占領政策²⁹⁶⁾を撤回し、対日講和が急ぎ始めた。1950年9月14日、トルーマン大統領は、対日平和条約に関し極東委員会²⁹⁷⁾構成国と協議を開始するよう国務省に命じたと公表した²⁹⁸⁾。11月24日、アメリカ国防省は、いわゆる「米国政府の対日平和条約に関する7原則」を公表した。同草案は対日賠償請求権を基本的に放棄し、再軍備や工業生産能力に制限を加えず、また講和後に管理機関を置くことを考慮せず、「寛大な講和」路線を明確に打ち出したものである。同草案の第3条C項では、「台湾、澎湖諸島、南樺太及び千島列島の地位に関しては連合王国、ソウェト連邦、中国及び合衆国の将来の決定を受諾する。条約が効力を生じた後一年以内に決定がなかった場合には、国際連合総会が決定する」²⁹⁹⁾と中国の国家主権を損なう内容が盛り込まれていた。翌51年1月10日、トルーマンはダレス（John F. Dulles）に大使の資格を与え、対日講和問題を担当する大統領の公式代表に任命した³⁰⁰⁾。

アメリカが主導する単独対日講和の動きに対し、人民中国はそれを連合国が行った一連の対日宣言に反するものとして、その不法と無効を主張し続け、それに徹底的に反対して闘う姿勢を示した。1950年12月4日、周恩来外交部長は対日講和問題に関して、「対日講和条約の準備と起草

296) 連合国の対日占領政策については、「降伏後における米国の初期の対日方針」（1945年9月22日）、「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（1945年11月1日）及び「降伏後の対日基本政策」（1947年6月19日、極東委員会で採択）という3つの公文書を参照されたい。外務省外交資料館・日本外交史編纂委員会編纂『日本外交史辞典』1979年3月所収。

297) 極東委員会（Far Eastern Commission）とは、日本降伏後まもなく、連合国が日本を占領管理するために設けた機関の1つであり、連合国の対日政策を決定する最高機関である。1945年12月、米英ソ3国のモスクワ外相会議で日本占領・管理機関として、極東委員会と対日理事会の設置が合意された。極東委員会はワシントンに本部に置かれ、米国、中華民国、イギリス、ソ連の4大国の他にフランス、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンの11国で発足し、49年11月にビルマとパキスタンが加わった。46年2月26日、ワシントンで最初の委員会が開催された。委員会の任務は、日本管理の政策、原則及び基準を作成し、最高決定を行うことである。アメリカ政府は極東委員会の政策決定に従い指令を作成し、連合国最高司令官に伝達する。委員会の決定は多数決を原則としたが、アメリカ、中国、イギリス、ソ連の4国には拒否権が認められた。52年4月、同委員会は、「サンフランシスコ平和条約」の発効により廃止された。

298) 西村熊雄『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会 1971年11月 63頁。

299) 「米国政府の対日平和条約に関する7原則」（1950年11月24）細谷千博他『日米関係資料集 1945—97』東京大学出版会 1999年2月 83頁。

300) 細谷千博監修・A 50年日米戦後史編集委員会編『日本とアメリカ パートナーシップの50年』ジャパン・タイムズ 2001年9月 36頁。

に中華人民共和国の参加がなかったなら、その内容と結果の如何にかかわらず、中央人民政府は、それが不法であり、従って無効である」と断じた上で、1. できる限り短い期間に共同して対日講和条約を締結して、日本との戦争状態を早期に終結せしめること、2. 対日講和の主要な基礎は「カイロ宣言」、「ヤルタ協定」、「ポツダム宣言」及び1947年6月19日に極東委員会で採択された「降伏後の対日基本政策」との4つの国際的文書に置かれるべきこと、3. 台湾、澎湖諸島等の領土問題は既に解決されており、改めて討議する必要は一切ないこと、4. 外国の占領軍は日本から撤退すべきであること、5. 日本を再武装してはならないこと、を骨子とする「対日講和8項目原則」を発表した³⁰¹⁾。

翌51年5月22日、周恩来外交部長はソ連政府に対し書簡を送り、「1931年9月18日から日本帝国主義は、わが国の広大な領土を武力により侵略し、わが国人民の生命と財産に対し重大な犠牲を与えました。8年の英雄的な抗戦を通じて、中国人民は日本帝国主義を打ち破り、抗日戦争の勝利を収めました。従って、わが中華人民共和国が対日平和条約の準備、起草及び署名に参加しなければならないということは、自明のことである。しかるに、中国人民にとり唯一の合法的な代表であるわが中華人民共和国を対日平和条約の準備事業から除外しようと、アメリカ政府は勝手に策動しているが、このことは中国人民に対するこの上もない重大な侮辱であり、中国人民の絶対に納得いかないことであります。そこで中華人民共和国中央人民政府はかねて、対日平和条約の準備、起草及び署名は、もし中華人民共和国の参加がなければ、その内容と結果がどうあろうとも、すべて不法なものであり、従って無効なものであると、しばしば声明してきたのであります」³⁰²⁾と、中国人民の抗日奮闘の歴史を抹殺しようとするアメリカの行為を糾弾し、対日講和に関する中国政府の主張を改めて表明した。一方、台湾の民国政府も対日講和会議に参加する立場を堅持した³⁰³⁾。

中国代表権問題を巡って、人民中国を承認するイギリスと国民政府を承認するアメリカとの間で厳しく対立が続いた。アメリカの主張する中華民国招請に対し、イギリスは人民中国の招請を主張して譲らなかった。1951年6月6日、ロンドンで開かれたダレス・モリソン (Herbert Morrison) 会談で、米英両国はいずれの中国政府をも招請せずと妥協し、人民中国と中華民国のいずれを相手に二国間平和条約を結ぶかは、日本が独立を回復した後、日本の判断に委ねることに合意した。これがいわゆる「ダレス・モリソン合意」である³⁰⁴⁾。7月13日 (日本時間)、

301) 「対日平和条約問題に関する周恩来外交部長の声明」(1950年12月4日) 霞山会『日中関係基本資料集 1949—1979』1998年10月 12—13頁。

302) 「対日平和条約準備作業に関するソ連政府提案を支持する旨の周恩来外交部長の書簡」(1951年5月22日) 前掲『日中関係基本資料集 1949—1979』14—15頁。

303) 対日講和に関する国民政府の基本姿勢とその変化の過程については、石井明「中国と対日講和—中華民国政府の立場を中心に」(渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会 1986年1月所収)、殷燕軍「吉田書簡と台湾」(日本国際政治学会『国際政治』第110号 1995年10月)が詳しい。

304) 児島襄『講和条約 戦後日米関係の起点』第3巻 新潮社 1996年1月 521頁。また、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社 1984年8月)は英米ロンドン会談の様態を詳しく紹介している。

「米英合同対日平和条約案」が発表された。同草案の第23条 a 項において、主要署名国が暫定的に列挙してあったが、中国は除外されていた³⁰⁵⁾。これによって、15年戦争の主戦場であって対日講和に最も参加権利を有する5大戦勝国の一員である中国は、逆に敗戦国である日本の選択により、講和の相手を選ばせられることになってしまった。これは、実は世界史上でも、前代未聞の出来事であった。

8月15日、周恩来外交部長は、中国を除外する「アメリカ、イギリス草案は、全面的に国際協定を覆すものであり」、「アメリカ政府とその衛星国が一緒になって追求している唯一の中心目標は、アジアにおける侵略戦争を持続して拡大し、かつ新たな世界戦争準備を強化するために、日本を再武装することである。それゆえ、この平和条約草案は、中国人民と、かつて日本の侵略を蒙ったアジアの人民の絶対に受け入れられないものである」と痛論した上で、「対日平和条約の準備、起草及び署名に中華人民共和国の参加がなければ、その内容と結果の如何にかかわらず、中央人民政府はこれをすべて不法であり、それゆえ無効であると考えるものである」と厳重に抗議し、対日賠償請求する権利を保留することを宣言した³⁰⁶⁾。

1951年9月8日、中国代表の姿が見えない中で、アメリカが主導する単独対日講和の「サンフランシスコ平和条約」と「日米安全保障条約」が調印された。サンフランシスコ講和会議は、国際道義並びに法理に悖るものであり、その正当性について問わなければならないのである。1942年1月1日、アメリカ、中国、ソ連を初めとする枢軸国に宣戦している26ヵ国（連合国宣言参加国は戦局の進展とともに増大して48国に達し、それらが原則的には国際連合の原加盟となった）はワシントンにおいて、ドイツ、日本及びイタリアに対して共同抵抗するため、「連合国共同宣言」(Declaration of the United Nation)を発した。「連合国共同宣言」の第2項では、「各政府は、この宣言の署名国政府と協力すること及び敵国と単独の休戦又は講和を行わないことを誓約する」³⁰⁷⁾と明記し、対日講和は「連合国共同宣言」に署名したすべての国が参加しなければならないと規定している。1943年10月13日、米、中、ソ、英の4ヵ国による「全般的安全に関する4国宣言」³⁰⁸⁾がモスクワから発せられた。同宣言は「連合国共同宣言」の精神を再確認した上で、「4国のうちで共通の敵国と戦争しているものは、その敵国の降伏及び武装解除に関するすべての事項について協同して行動すること」(第2項)。「法律及び秩序の再確立並びに前般的安全制度の創設に至るまでの間国際の平和及び安全を維持するため、4国は、われらの国際団体のための共同行為を目的として、相互に、且つ、必要あるときは連合国の内の他の連合国と協議すること」(第5項)と宣告した。中国を除外するサンフランシスコ対日講和会議は、「連合国共同

305) 「米英合同対日平和条約案」(1951年7月13日)前掲『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』394—395頁。

306) 「対日平和条約英米草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の声明(1951年8月15日)前掲『日中関係基本資料集 1949—1979』23—25頁。

307) 「連合国共同宣言」(1942年1月1日)茂田宏・末澤昌二編『日ソ基本文書・資料集』世界の動き社1988年11月 42—43頁。

308) 「全般的安全に関する4国宣言」(1943年10月13日)リール NO. B'0014 原本 NO. 0019-0020 外交史料館蔵。

宣言」で定められた単独不講和に関する規定、並びに「全般的安全に関する4国宣言」で宣告した4大国による共同協議及び共同行動に関する原則を徹底的に覆し、国際義務を反古にした。従って、サンフランシスコ講和会議は法的な根拠が乏しく、決して承認されるものではないのである。アメリカの背信行為を記録しておかなければならない。

一方、9月18日、周恩来外交部長は、対日平和条約調印に関して、「サンフランシスコ対日平和条約は、中華人民共和国の参加なくして準備され、起草され、調印されるものであるゆえに、中央人民政府はこれを不法・無効と考える。従って絶対に承認することはできない」³⁰⁹⁾と、同条約の無効性を主張し、「サンフランシスコ平和条約」のすべての取決めに、中国は些かも拘束されないと厳粛に声明した³¹⁰⁾。

1951年10月26日、日本の衆議院は「サンフランシスコ平和条約」(307対47)と「日米安全保障条約」(289対71)の両条約を通過させた³¹¹⁾。中国との講和問題に関し、つまり、人民中国か国民政府かどちらの政権と平和条約を結ぶかについて、吉田茂は国会で曖昧な答弁で切り抜けようとする姿勢が見られ³¹²⁾、アメリカ政府・議会内の国民政府支持派に衝撃を与えた。ノーランド(William F. Knowland)をはじめとする56名のアメリカ上院議員は既に9月13日、共同署名し

309) 「対日平和条約調印に関する周恩来外交部長の声明」(1951年9月18日)前掲『新中国資料集成』第3巻 341頁。

310) 2007年4月27日、日本の最高裁判所第2小法廷は、中国人強制連行・西松建設訴訟で、「サンフランシスコ平和条約」の第14条(b)項(「連合国、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」)を根拠に、連合国と連合国国民の請求権が放棄されたと説いた上で、「日中共同声明」の第5項(「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」)の文言上、「請求」の主体として個人を明示していないが、「公表されている日中国交正常化交渉の公式記録や関係者の回顧録等に基づく考証を経て、……[日中間の]戦争賠償及び請求権の処理について、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる取決めがされたものと解することはできない」と、中国人個人の裁判上の賠償請求権は「日中共同声明」より放棄されたと断じ、歴史的な不当判決を下した。法的な根拠に欠ける「サンフランシスコ平和条約」に基づいたこじつけの最高裁判決は、歴史事実には照らすこともなく、政治的考慮を働かせたものである。中国政府のサンフランシスコ講和会議及び「サンフランシスコ平和条約」に関する5つの厳正な声明が立証されるように、中国政府は、サンフランシスコ講和条約及び「サンフランシスコ平和条約」は国際協定に違反するものであると断定し、一貫して根本的な批判のもと、その不法と無効を主張し続けた。中国政府のかかる姿勢は厳然たるものであり、それは、動かしがたい事実である。即ち、いかなる意味においても当事国でない中国は、法的にも政治的にも「サンフランシスコ平和条約」に拘束されることはないのである。最高裁判決は、司法の公正、尊厳及び独立を損なうばかりでなく、日本の裁判官の良識が問われるものである。

311) 歴史学研究会編『新版 日本史年表』岩波書店 1987年11月 304頁。

312) 1951年10月18日、吉田茂は衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会の質疑で、「ダレス氏に対して国民政府を承認するというような保証を與えたことはかつてありません。また先ほど申した通り、いずれの政府と講和条約を結ぶかということは、慎重審議いたした上で堂々と決定いたすつもりであります」と答えた。10月29日、参議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会では、「若し中共が上海に在外事務所を置いてくれないかということがあれば置いて差支えない」と発言し、31日、同委員会では、「中国の問題は、日本の従来からの関係から申しまして、又地理的關係から申しまして、日本との關係は重大な關係を持っておりますから、軽々に決定しがたい問題である」と答弁した。<http://kok-kai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/012/1216/main.html> より。

た声明をトルーマン大統領に送り、「日本による共産中国の承認や共産政権との講和条約締結の交渉は、日本、アメリカ両国民の最善の利益に反するものとする³¹³⁾」と警鐘を鳴らした。12月10日、ダレス一行は急遽来日し、日本政府から国民政府との講和についての確証を取り付けるためであった。12日、ダレスは井口貞夫外務次官との中国問題に関する予備会談の席上、アメリカ上院が対日平和条約を批准するか否かは、「国民政府承認の問題が最も重要な関係をもってくるもの」だと切り出し、「米国の国府援助政策に同調することを強く期待しておる次第である³¹⁴⁾」と執拗に迫った。

12月13日に開かれた吉田・ダレス会談の席上、吉田茂は、日本側が用意した7項目から構成される日華協定の草案である「日本国政府と中華民国政府との間の正常関係設定に関する協定案（要領）」³¹⁵⁾をダレスに手交した。吉田が自ら筆を入れた³¹⁶⁾この協定は「平和条約」というタイトルが避けられ、その内容は基本的に通商に関するものであり、政治的関係は含まれていなかった。協定前文では「中国における事態のため、現在のところ、……〔サンフランシスコ〕平和条約26条によって日本国と中国との関係を全面的に調整することが不可能であることを認め」ており、「中華民国政府が事実上統治の機能を行使している範囲において」協定を結ぶと書かれている。同協定の第1条第a項には、「この協定の発効と同時に、日本国の領域と台湾、澎湖島との間には正常の交通が開始されること」と記されている。しかし、大陸及び当時国民政府が支配していた大陸沿海諸島については、言及されなかった。しかるにダレスはこの草案を受け容れず、日本が国民政府と二国間条約を結べば、アメリカは数多くの分野において日本に対して留保のない協力する旨を告げた³¹⁷⁾。18日の第2回吉田・ダレス会談で、ダレスはアメリカ上院による対日平和条約批准を促進するため、中華民国との講和問題の早期解決の必要性を再度強調した後、用意された1つのメモを吉田に渡し、それを吉田の名義で自分宛に送るよう要求した。これがいわゆる「吉田書簡」の原案である³¹⁸⁾。

翌19日、日米間で書簡の案文に関する調整作業が行われ、日本側は5つの修正要求を提出した³¹⁹⁾。案文が確定されたのは翌20日であった³²⁰⁾。そして、同年12月24日、「吉田書簡」としてダレス宛に発した。その中で、吉田は、日本に向けられた軍事同盟である中ソ同盟を結んだ「中国の共産政権と二国間条約を締結する意図を有しないことを確言」し、「サンフランシスコ平和

313) マイケル・シャラー著・市川洋一訳『「日米関係」とは何だったのか 占領期から冷戦終結まで』草思社 2004年7月 76頁。

314) 井口次官「12月12日井口次官、ダレス大使、シーボルト大使会談要録」（1951年12月12日）リール NO. B0009' 原本 NO. 0043-0044 外交史料館蔵。

315) 「日本国政府と中華民国政府との間の正常関係設定に関する協定案（要領）」（1951年12月13日）リール NO. B'0009 原本 0048-0050 外交史料館蔵。

316) 前掲『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』315頁。

317) Sebald to Secretary, No. 1273, Dec. 13, 1951, 00262-00263, Reel 21, Bureau of Far Eastern Affairs.

318) Foreign Relations of the United States. 1951, VI, pp. 1443-1444.

319) 修正された主な内容については、袁克勤『アメリカと日華講和 米・日・台関係の構図』（柏書房 2001年3月）158頁に記している。

320) 前掲『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』317頁。

条約」に示された諸原則に従い、国民政府との間に正常な関係を再開する用意があると約した。それと同時に書簡は「この二国間条約の条項は、中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり又は今後入るべきすべての領域に適用があるものであります」³²¹⁾との限定講和の方針を明らかにし、将来の人民中国との外交関係にマヌーバーの余地を残そうとした。

「吉田書簡」がなぜ出されたかについて、いくつかの見解の異なる実証的な研究がある³²²⁾。吉田は、「日本政府の当時の気持としては、台湾との間の修好関係、経済関係が深まることはもとより望むところであった。しかも同時に、それ以上に深入りして北京政府を否定する立場を明らかにすることは、内心避けたかった」³²³⁾と後に述懐した如く、当時既に「2つの中国」論が萌芽したと看取できる。東西関係が厳しく対立する中、吉田はアメリカが主導する中国問題をめぐる擬制の狭間で苦しい選択を強いられながら、徹底した現実主義に立脚し、「吉田書簡」によって、将来の「2つの中国」政策へ布石を打とうとしたことが窺知できる。

翌52年1月16日、日米両政府は「吉田書簡」を公表した。1月23日、中国政府は章漢夫外交部副部長の名を持って発された声明において、「吉田政府は日本民族の利益を公然と売り渡す動きを、ずっと前から次第に強めてきた。この政府は、昨年にサンフランシスコ平和条約と日米相互安全保障条約を結び、いままた台湾の中国国民党反動残党一味と平和条約を結ぶという保証を与えると共に、アメリカ帝国主義が朝鮮と中国に加えている侵略措置に引き続き協力すると表明したのであるが、日本政府はかようにして文字通りアメリカ帝国主義のアジア侵略の道具になりはててしまったわけである。いまや吉田政府がもう一度戦争の冒険を準備するという底なしの泥沼へ日本人民を極力引きずり込もうとしていることは、火を見るよう明らかである」³²⁴⁾と吉田政権を厳しく非難した。

4月28日、「サンフランシスコ平和条約」の発効と同じ日に（「サンフランシスコ平和条約」が発効するわずか7時間前であった）、「日米安全保障条約」と相互に補完的な関係にある「日華平和条約」が結ばれた。これを受けて、5月5日、周恩来外交部長は、「アメリカ政府は、自ら署

321) 「吉田内閣総理大臣のダレス米大使宛書簡」(1951年12月24日)霞山会『日中関係基本資料集 1949年—1997年』1998年10月 28頁。

322) 「吉田書簡」に関する実証的な研究として、細谷千博（『サンフランシスコ講和への道』中央公論社1984年8月）は、英米の公開資料に基づいて、「吉田書簡」がダレスの圧力に屈して書かれたものであるとの結論を得た（外圧受け入れ説）。袁克勤「外圧利用としての『吉田書簡』」（『一橋論叢』第107巻第1号1992年1月）は細谷の解釈に疑問を呈し、吉田茂が国民政府との講和を行う意思をかねてから表明しており、ダレス側がまとめたメモに人民中国を更に刺激するとも受け取られる字句を自発的に挿入した（中ソ同盟に関する文句）。これらの事実に基づいて、『吉田書簡』は必ずしも吉田の本意に反するものではなく、吉田は逆にダレスの圧力を責任逃れの口実として利用し、同書簡を書いたと解釈した（外圧利用説）。陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950年代東アジア国際政治の文脈』（東京大学出版会2000年7月）は、新たに解禁された多くの英米両政府の外交記録を駆使し、前掲両論文はそれぞれ「吉田書簡」の一側面を的確に捉えたものであると指摘し、その上で、吉田は台湾との「再統合」を視野に入れながら、「2つの中国」論に基づき、「吉田書簡」を発したと論じている（2つの中国論説）。

323) 吉田茂『世界と日本』番町書房 1963年 145—146頁。

324) 「吉田書簡に反対する章漢夫副部長の声明」(1952年1月23日)前掲『日中関係基本資料集 1949年—1997年』30頁。

名した1942年1月1の連合国宣言、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言及び協定³²⁵、1945年のモスクワ外相会議における連合国対日理事会³²⁵設置に関する決定、並びに降伏後の日本に対する基本政策に関する極東理事会の決議等、日本問題をめぐる国際協定を無視して、自分で一手に請負い、不法にでっちあげた単独対日平和条約が発効したと勝手に言い放ち、更に独断で極東委員会と連合国対日理事会を解散させてしまったが、こうした一方的措置は、全く不法であり、全く根拠のないものである。「アメリカ政府が勝手にでっちあげた単独対日平和条約は、決して日本の主権と独立を回復し、日本の被占領状態を改める条約ではない。それは、むしろ正反対に日本をアメリカの軍事基地と属国へ一変させる戦争準備のための条約であり、奴隷化を目指す条約である。……これらの条約や協定は、日本民族を身売りする契約であり、アメリカが日本を軍事経済及び政治の面から完全に支配するための手綱となったのである」と厳しく糾弾しながら、「日本の吉田政府は中ソを敵視し、日本民族の利益を売り渡すアメリカ製の単独対日平和条約を受入れた揚句、更に一步乗り出して、その主人公アメリカの指図でとうの昔に全中国人民が一人のこらず見棄ててしまった台湾の蒋介石残党一味と結託し、彼等が結ぶ『条約』を『現在中華民国政府の支配下にあり、あるいは将来その支配下に入るべきすべての領土に適用する』とか、全く正気の沙汰とは思えないようなことさえ述べ」ており、「中華人民共和国中央人民政府は、重ねて次の点を声明する必要を認める。即ち、我々はあらゆる占領軍が日本から撤退すべきこと、アメリカが発効したと宣告する不法な単独対日平和条約には絶対に承認できないものがあること、中国人民を公然と侮辱し、敵視する吉田、蒋介石の『平和条約』については、断固反対する態度を堅持するものである」³²⁶と声明した。

サンフランシスコ講和会議、「日華平和条約」という虚構を選択したツケであるサンフランシスコ体制は、その後20年の長きにわたって、日本と中国との関わりの性格を決定し、日本の歴代内閣がとってきた中国政策の根本的な立場を宿命づけることになった。アメリカは日本を独立させてこれと安全保障条約を結び、日本を西側陣営に固く繋ぎ止めることによって、「中国封じ込め」、「巻き返し」両政策の重要な一翼となす基本路線を敷くこととした。激しい東西対立の中にあって、日本政府はアメリカの中国封じ込め政策から安全保障と経済の両面で利益を得ることを期待したが、一方、歴史的、地理的、経済的、または極東の政治的現実の視点から、対中政策においては何らかの柔軟性と自主性を保とうとした。そして、国民世論は、親米親台・反共路線と、安保破棄・中日友好路線をめぐり、厳しい対立を続けた。吉田内閣から佐藤内閣に至るまでの歴代の日本政府は「1つの中国」を建前としながらも、「政経分離」を戦略手段として、「2つの中

325) 「対日理事会」(Allied Council for Japan)とは、第2次世界大戦後、連合国が日本を占領管理するために設けた機関の1つである。1945年12月、モスクワ外相会議で極東委員会とともに設置され、最高司令官の諮問機関として東京の明治ビルに置かれた。理事会は、最高司令官(またはその代理)を議長とし、アメリカ、中国、イギリス連邦(イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、インドの4国を代表する)、ソ連の代表者各1名で構成された。1952年4月、「サンフランシスコ平和条約」の発効と共に解散された。

326) 「対日平和条約発効及び日華平和条約調印に関する周恩来外交部長の声明」(1952年5月5日)前掲『日中関係基本資料集 1949—1997年』40—42頁。

国」, もしくは「1つの中国, 1つの台湾」という戦略目標を執拗に追求し続けた³²⁷⁾。

時計の針は1971年7月を指す。ニクソン・ショックが日本に大激震を走らせ、佐藤内閣が「アヒル外交」を模索している最中の25日、国民政府秘書長の張群は、狂瀾怒濤の如く澎湃として起こった日中国交回復運動を食い止めようという重任を帯びて来日した。訪日の間、張群は宏池会会長の大平を表敬訪問した。その会談の様相について、同席した中華民国駐日大使館参事官であった林金莖は、「大平さんとの会見は象徴的でした。張群先生と大平さん、2人で部屋に入って5分間も座っているのに一言も発していない。主人側も客人側も何を言えればいいのかわからない、同席した私たちも、どうすればいいのかわからない。そのような空気が続いた後、大平さんが急に立ち上がって、大きな人形を取り出して『これはお土産です』と言って張群先生に渡したのです。まるで追い出されるかのように部屋を後にしました」³²⁸⁾と回想する。大平・張群会見は大平の台湾に対する姿勢をあますところなく表した。

「大平外相による台湾問題処理の出発点は、台湾との外交関係を断ち切ることであり、それは日中国交正常化の出発点でもあった」³²⁹⁾と中江要介は語る。日中国交正常化に関する具体的な検討が展開されるのと並行して、大平外相は戦後日中関係を呪縛した台湾問題にメスを入れ、「日中〔国交〕正常化はサンフランシスコ体制から一歩進もうと云うことである」³³⁰⁾と明言した。

日中国交正常化に向けた潮流が加速する中、中華民国は対日国交のつなぎ留めに死力を尽くした。7月20日、国民政府は声明を発表し、日本政府が国際信義と条約義務を尊重し、日本自身の基本利益を考え、是非をわきまえ、正しい判断をし、中共の政治的陰謀に乗ぜられないよう勧告した³³¹⁾。7月25日、右翼の宣伝カーが練り歩く中、彭孟緝中華民国駐日大使は大平外相を訪ね、田中内閣成立以来の日中国交正常化の動きに強い懸念を表明した。これに対し、大平は「日中国交正常化以後は、日華の外交関係は維持できなくなる」と重大なる決意を表明した。彭大使は強烈な口調で、日本が中共の陰謀を洞察し、再考するように求めた³³²⁾。

327) 戦後日本の「2つの中国」、もしくは「1つの中国, 1つの台湾」という政策に関する研究として、陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950年代東アジア国際政治の文脈』(東京大学出版会 2000年7月)。石井明「日華平和条約締結から日中国交回復へ——『2つの中国』政策から『1つの中国』政策への跳躍』『記録と考証 日中国交正常化と日中平和友好条約締結交渉』(岩波書店 2003年8月)所収。殷燕軍「1960年代における日中関係の特徴——池田内閣から佐藤内閣へ——」『関東学院大学経済経営研究所年報』第26集 2004年3月。池田直隆「日米関係と『2つの中国問題』」(木鐸社刊 2004年9月)。倪志敏「池田内閣における中日関係と大平正芳」(その二), 「同 (その三)」(『龍谷大学経済学論集』第45巻第2号, 2005年10月及び『同』第45巻第3号, 2005年12月)等がある。

328) 本田善彦『日・中・台視えざる絆 中国首脳通訳のみた外交秘録』日本経済新聞社 2006年4月 86—87頁。

329) 中江要介・当時のアジア局参事官、元駐中華人民共和国大使へのインタビュー記録。2005年9月2日、渋谷にて。

330) 東郷文彦『日米外交三十年』中央公論社 1989年12月 193頁。

331) 田村重信他『日華断交と日中国交正常化』南窓社 2000年10月 164頁。

332) 「森田一日記」(1972年7月25日条)『森田一秘書官日記』(1972年7月7日—1973年9月19日)目録番号 01010100 大平正芳記念館蔵, 林金莖『梅と桜—戦後の日華関係』サンケイ出版 1984年3月 264—265頁。

8月3日、日本政府は、日中国交正常化に臨む基本的見解であった「わが国の中国政策について」³³³⁾を公表した。大平外相を中心に纏められたこの見解では、国交正常化に臨む基本態度やその目的、交渉の現状と交渉に臨む姿勢、諸外国への態度、台湾の取扱い等今後正常化交渉を進める上での問題点を網らしている。とりわけ台湾の取扱いについては、「日中間に合意が成立し、外交関係が樹立される運びとなれば、その当然の帰結として、中華民国政府とわが方との外交関係は持続し得なくなる」と、はじめて公式に、日台間の外交関係が消滅する見通しを明らかにした。

8月8日、蔣経国中華民国行政院院長は、「中華民国政府は、中国唯一の正統政府であり、中国大陆に対して、主権を有し、かつ、20余年来、台湾、澎湖島、金門、馬祖等の領土において、有効的に主権を行使している。これは他のいかなる国がとった行動によっても、いささかも影響を受けるものではない。ここに重ねて前に述べた趣旨を強調し、日本政府が両国国交を損ない、アジア太平洋地区の平和と安全を害するすべての行動を停止し歴史上の重大なる過ちを犯さないよう」³³⁴⁾にと激しく非難した。蔣経国は日本に対し警告を発したほか、旧満州関係者の齊世英と梁肅戎を含む人物を日本に送り込み、対日説得工作に当たらせた³³⁵⁾。

8月9日、小谷守議員は参議院決算委員会において、7月14日牛場信彦駐米大使の「中国が日中国交正常化の前提として出している『日中復交3原則』は外交的には受入れられない」³³⁶⁾との発言を捉え、「田中新内閣は、……3原則を踏まえて早急に取り組むということを天下に公にされたのであります。このような国の大方針に背中を向けて、これを冷笑するかのような牛場発言は、国益と国論を無視するものでありまして、非常識と申し上げるか、不謹慎と言うべきか、外交官としての感覚を疑わざるを得ません」と詰りながら、大平外相の所見を伺った。これに対し大平外相は、「中国問題の処理に当たりまして、……この3原則につきましてどういう態度をとるかということが根幹的な問題である。……私どもは3原則は十分理解できるところである。……7月14日の牛場発言なるものは決して適切であるとは考えられません。従いまして、その直後帰国致しました同大使に対しましては、私より注意を喚起しておいた次第でございます」と答弁した上で、「1つの中国との間の国交をまともなものにしていくというその仕事が達成された暁におきましては、日台条約というものは論理的な当然の帰結として失効せざるを得ない」³³⁷⁾と「日華平和条約」廃棄の方針を国会の場で内外に表明した。同日、大平外相は記者との懇談の席上、当日の答弁に触れ、「日台条約をそのままにして日中国交正常化は出来ないことは分り切ったことだ」³³⁸⁾と胸中を打ち明けた。

333) 「わが国の中国政策について」(1972年8月3日)『情報公開による文書(写)の一般公開目録』整理番号 02—1137—1 外交史料館蔵。

334) 前掲『戦後の日華関係と国際法』95—96頁。

335) 前掲『日・中・台視えざる絆 中国首脳通訳のみた外交秘録』102頁。

336) 「受諾できぬ三原則」『朝日新聞』1972年7月15日夕刊。

337) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/069/1410/main.html>

338) 「大臣記者懇談要旨」(1972年8月9日)外務省『大平大臣懇談』(1972年7月—12月)目録番号 100200000 大平正芳記念館蔵。

8月10日、大平外相は衆議院外務委員会で、曾益議員の「極東条項」と「台湾条項」の取扱いに関する質疑に対し、「現実の事態はなかなか複雑でございまして、法律的なフレームの中で万事うまくおさまって解決できるというような、あつらえ向きの事態ではないようでございますので、……政治の問題あるいは政治姿勢の問題として、私ども関係各国と十分話し合って、了解に達しなければならないと考えております」³³⁹⁾と答弁し、これらの問題を条約論でなく政治的に解決したい意向を示した。同日夜、大平外相は更に日中国交正常化交渉の大きな焦点である「台湾の帰属問題」について、「中国側からわが国の基本見解を質されれば、台湾、澎湖諸島の中国返還を決めた『カイロ宣言』や、それに続く『ポツダム宣言』を受け入れたことからすれば、台湾が中国に帰属することは明らかである」³⁴⁰⁾との見解を明らかにした上で、1. わが国は台湾の領土権に野心を持たない、2. 台湾の独立運動を支持しない、との2点も合わせて明示した³⁴¹⁾。

台湾の帰属問題は中国の国家主権並びに中国の核心的利益に関わる重大な問題であり、未だに「台湾帰属未定論」を説く論者が存在する以上³⁴²⁾、その経緯について触れる必要がある。台湾は古くから中国の分割できない神聖なる領土の一部であり、台湾海峡の両側は同じく1つの中国に属する。呉国孫権の黄龍2年（西暦230年）、衛温と諸葛直の両将が、軍隊万人を率いて台湾島に初めて上陸した³⁴³⁾。以来、宋から清の光緒年間まで、中国歴代王朝は終始一貫して台湾に主権を行使してきた。19世紀後半になると、清朝は日本や欧米列強の対外進出に対する国防上の観点から台湾の重要性を認識し、1885年に台湾を福建省から分離して台湾省を新設した³⁴⁴⁾。1895年

339) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/069/0110/main.html>

340) 「台湾の中国帰属確認 政府首脳」『毎日新聞』1972年8月11日、古川万太郎『日中戦後関係史』原書房 1988年6月 377頁。

341) 「台湾の中国帰属認める」『朝日新聞』1972年8月11日。

342) 彭明敏・黄昭堂『台湾の法的地位』（東京大学出版会 1976年）、戴天昭『台湾 戦後国際政治史』（行人社 2001年2月）はそのような論の代表作である。

2007年7月19日、台湾の陳水扁は初の台湾名義による国連加盟申請の書簡をスワジランド及びソロモン諸島の2ヵ国を通じ、潘基文国連事務総長に上呈した。23日、国連事務局は、「国連第2758号決議により、国連は1つの中国政策を確定した」として、それを受理せず、すでに却下したと公表した。9月6日、日本の在台代表機関に相当する交流協会台北事務所は、国連日本代表部がかつて8月に国連事務局に対し、「台湾に関する地位認定の解釈が不適切だ」と申し入れたことを明らかにした。このニュースを接し、筆者は9月13日に外務省中国課台湾班に電話を入れ、「もし事実であれば、それは、『1つの中国の原則』への公然たる挑戦である」とその真偽を確かめると同時に、台湾の法的地位に関する歴然たる事実を告げた。筆者の詰問に対し、担当の亀井氏は、「国連第2758号決議には、台湾が中華人民共和国の一部分に属するという文言が含まれていない」と弁舌をふるいながら、「交流協会は民間団体であり、報道については承知しなかった」と言葉を濁した。

「陳水扁総統、台湾名義での国連加盟申請を書簡で提出」（2007年7月19日）<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/07/070724b.htm>、「連合国不接受台湾加入連合国の申請」（2007年7月23日）<http://www.un.org/chinese/radio/print.asp?NewsID=4073>、「日本『解釈が不適切』」『産経新聞』2007年9月7日夕刊参照。

343) 戴國輝『台湾一人間・歴史・心性』岩波書店 1988年10月 26頁。

344) 中華人民共和国国務院台湾事務弁公室『白皮書 台湾問題與中国統一』1993年9月。

http://www.gwytyb.gov.cn/bps/bps_zgty.htm#2

4月17日、中華秩序を頂点とする東亜の伝統的な地域的政治構造に挑戦し、甲午戦争（日清戦争）に勝利した新興帝国の日本が、不平等な「馬関条約」（「下関条約」）を介して台湾と澎湖列島を領有した。しかし、中国人民は従来から「馬関条約」を含むすべての不平等条約を認めず、そして、これら不平等条約を廃棄するために、不撓不屈の闘争を進めた。

1931年9月18日、中日15年戦争の発火点となった柳条湖事件（九・一八事変）が勃発した。国民政府の不抵抗政策により、関東軍はわずか5ヶ月の間に東北全土を占領した。翌32年3月1日、日本は更に「偽満州国」を成立させ、中華民族はすでに危急存亡の瀬戸際に立たされた。4月15日、江西省瑞金にある中国共産党の中華ソビエト共和国臨時中央政府³⁴⁵⁾は、「中華ソビエト共和国臨時中央政府の対日戦争宣言」（起草者は毛沢東中華ソビエト共和国臨時中央政府主席であった³⁴⁶⁾）、「中華ソビエト共和国臨時中央政府の対日宣戦のための動員令」、「中華ソビエト共和国臨時中央政府の全世界プロレタリア階級及び被圧迫民族に向けた対日宣戦のための宣言」という3つの宣言を発し、国民政府の不抵抗政策を厳しく指弾しながら、率先して対日宣戦宣言を行った³⁴⁷⁾。1937年7月7日、日本は中国侵略戦争を全面的に発動した。翌8日、中国共産党中央委員会は「中国共産党の日本軍盧溝橋進攻に関する通電」³⁴⁸⁾（七・八通電）を全国へ向けて発信し、「我々の活路は全民族による抗戦の実行である。……寸土たりとも日本帝国主義の中国占領を許さない！ 国土防衛のため最後の血の一滴を捧げよう」と抗日民族統一戦線の結成を呼びかけた。7月17日、国共両党による抗日民族統一戦線の結成に関する協議が進展する中、蒋介石

345) 中華ソビエト共和国は、中国共産党が樹立した最初の全国的な性格を有する政権である。1931年11月7日から20日にかけて、中華ソビエト第1回全国代表大会が江西省瑞金県叶坪村で開催され、全国大小9つのソビエト政権の代表及びその他の代表、計610人が大会に出席した。大会は、毛沢東、周恩来、朱徳ら63人によって構成される中央執行委員会を選出し、中華ソビエト共和国の成立を宣言した。同大会は、「中華ソビエト共和国憲法」、「中華ソビエト共和国土地法」、「中華ソビエト共和国労働法」、「中華ソビエト共和国経済政策」等の法令も採択した。11月27日、中央執行委員会の第1回会議は毛沢東を主席、項英、張國燾を副主席に選出し、中華ソビエト共和国臨時中央政府を江西省瑞金に設置することを決定した。第1回代表大会で採択された一連の法則と中華ソビエト共和国臨時中央政府の成立は、それぞれの革命根拠地と紅軍に対する統一的指揮をある程度強化し、共同で遵守すべき基本準則を確立した。1937年9月22日、第2次国共合作の成立に伴って、同共和国は取り消されたが、後の中華人民共和国に受け継がれた。

346) 金沖及主編・村田忠禧・黄幸監訳『毛沢東伝 1893—1949』（上）みすず書房 1999年11月 266頁。

347) 「中華蘇維埃共和国臨時中央政府対日戦争宣言」（1932年4月15日）データベース「党的歴史文献和当代文献集」「中共中央文件選集8（1932）」

<http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64186/66638/4489778.html>

「中華蘇維埃共和国臨時中央政府關於動員対日宣戦の訓令」（1932年4月15日）前掲「中共中央文件選集8（1932）」

<http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64186/66638/4489776.html>

「中華蘇維埃共和国臨時中央政府為対日宣戦向全世界無産階級和被圧迫民族宣言」（1932年4月15日）前掲「中共中央文件選集8（1932）」

<http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64186/66638/4489777.html>

348) 中国共産党中央委員「中国共産党為日軍侵攻盧溝橋通電」（1937年7月8日）前掲「党的歴史文献和当代文献集」「中共中央文件選集11（1936—1938）」

<http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64186/66641/4490163.html>

国民政府軍事委員会委員長兼行政院院長は、蘆山で「最後の関頭に立向かう」という著名な演説を行い、「最後の関頭に立ち至れば、徹底的犠牲、徹底的抗戦に依り、全民族の生命を賭して国家の存続を求むほかない。……我々はもとより弱国ではあるが、わが民族の生命を保持せねばならず、祖先から託された歴史上の責任を果さなければならない。……ひとたび戦端が開かれれば、土地に南北の別なく、人に老若の別なく、何人も皆国土を守るために抗戦する責務がある」³⁴⁹⁾と応戦の決意を公にした。8月14日、国民政府は「国民政府の自衛抗戦声明書」³⁵⁰⁾を発表し、日本軍の侵略に決して屈せず、徹底抗戦の方針を公表した。翌15日、近衛文麿内閣は「暴支膺懲」と声明し、一撃のもとで中国を屈服させることを計った。これを受けて8月16日、蒋介石は全国総動員令を下し大本営を設置し、全国を4つの戦区に分けて純然たる全面戦争体制をとった。1941年12月9日、国民政府は更に「対日宣戦布告」を発し、「馬関条約」を含む中日関係とかかわりのある全ての条約、協定、契約を廃棄し、台湾を取り戻す決意を各国に宣告した³⁵¹⁾。「対日宣戦布告」で示されたこの精神は、1952年4月に調印された「日華平和条約」の第4項において、「一九四一年十二月九日前に日本国と中国との間で締結されたすべての条約、協約及び協定は、戦争の結果として無効となったことが承認される」³⁵²⁾として盛り込まれている。

1943年12月1日、「満州、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ」³⁵³⁾を宣告した米中英3ヵ国首脳による対日作戦及び戦後日本処理を目的とする「カイロ宣言」が発せられた。1945年7月26日、米中英ソ4ヵ国は、「『カイロ』宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」³⁵⁴⁾(第8項)と規定された「ポツダム宣言」を発表し、日本に対して降伏勧告を行った。8月14日、日本は御前会議で「ポツダム宣言」の受諾を決定し、翌15日に同盟国に対し無条件に降伏した。9月1日、国民政府は、「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」の両宣言の規定に依って、「台湾省行政長官公署」と「台湾警備総司令部臨時弁事処」を成立させ、陳儀を行政長官兼警備総司令官に任命し、台湾接收の責任を負わせた³⁵⁵⁾。

9月2日、連合国に対する日本の降伏調印が東京湾に停泊した米艦ミズーリ号上で行われた。日本全権代表の重光葵外相、梅津美治郎参謀総長が、まず降伏文書に調印したあと、マッカーサー(Douglas MacArthur)連合国最高司令官、ニミッツ(Chester W. Nimitz)米国代表に続

349) 蒋介石「對於蘆溝橋事件之嚴正表示」(1937年7月17日) データベース「總統 蔣公思想言論總集」
「演講(中華民國26年)」<http://211.74.141.234/thought/default.htm>

350) 「国民政府自衛抗戦声明書」(1937年8月14日)
<http://mil.news.sina.com.cn/2005-06-19/1841298670.html>

351) 「中華民國政府対日宣戦布告」(1941年12月9日)
<http://big5.chinataiwan.org/web/webportal/W5268067/Uzhanglx/A164200.html>

352) 「日本国と中華民國との間の平和条約」(1952年4月28日) 前掲『日中関係基本資料集 1949年—1997年』33頁。

353) 「カイロ宣言」(1943年11月27日に署名、12月1日に公表) 前掲 データベース「世界と日本」。

354) 「ポツダム宣言」(1945年7月26日) 前掲 データベース「世界と日本」。

355) 褚静涛「台湾光復與国民政府恢復行使主權」
<http://jds.cass.cn/Article/20061129114521.asp>

いて、徐永昌中国代表、更に各連合軍代表が署名した。同降伏文書の第1項と第6項では、「合衆国、中華民國及グレート・ブリテン国ノ政府ノ首班ガ千九百四十五年七月二十六日ポツダムニ於テ発シ後ニソヴィエト社会主義共和国聯邦ガ参加シタル宣言ノ条項ヲ日本国天皇、日本国政府及日本帝国大本営ノ命ニ依リ且之ニ代リ受諾ス」。「ポツダム宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為聯合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ発シ且斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス」³⁵⁶⁾とそれぞれ定めている。即ち、日本は「ポツダム宣言」の諸条項並びに連合軍最高司令官が発した受降事務に関する全ての命令に服することを意味する。

かくて同日、マッカーサー連合軍最高司令官は、「一般命令第1号」の第1条イ項において、「中国、（東北3省ヲ除く）、台湾及北緯16度以北ノ仏領印度支那ニ在ル日本国ノ先任指揮官並ニ一切ノ陸上、海上、航空及補助部隊ハ蒋介石大元帥ニ降伏スベシ」³⁵⁷⁾と、蒋介石中国戦区連合軍最高統帥に授權し、占領地域の分配を行った。9月5日、何応欽中国陸軍総司令官は、岡村寧次支那派遣軍総司令官に宛てた第19号備忘録において、「中国戦区受降式典」の期日、場所及び日本側の出席代表等に関して詳しく規定すると同時に、台湾、澎湖列島地区の全權代表を必ず出席させるよう命じた³⁵⁸⁾。9月9日、南京において「中国戦区受降式典」が行われ、小林浅三郎支那派遣軍総参謀長は、岡村寧次が署名した9項目からなる降伏文書を何応欽に献じ、「吾等は上述域内（「一般命令第1号」の第1条イ項のこと一筆者）すべての日本陸海空軍及び補助部隊の将校は、その統制する部隊を率いて、蒋委員長に無条件に降伏する」（第3項）³⁵⁹⁾と誓約した。岡村は命じられた通り、諫山春樹第10方面軍参謀長を台湾駐屯軍の代表として、降伏式典に出席させた³⁶⁰⁾。降伏文書の調印を受け、何応欽は、蒋介石が発した「降伏文書」の完全なる遂行を保証するよう指示する「第1号命令」³⁶¹⁾を岡村寧次に手渡した。10月5日、「台湾省行政長官公署」前進指揮所が台北に置かれた。翌6日、国旗掲揚式が行われ、青天白日旗が台湾の青空に翻る。そして、10月17日、民衆の歓呼の中で、国民革命軍第70軍第75師が基隆に上陸した³⁶²⁾。

10月25日、「中国戦区台湾地区受降式典」が、陳儀中華民國受降主官の主宰の下で、台北公会

356) 「降伏文書」（1945年9月2日）前掲 データベース「世界と日本」。

357) 「一般命令第1号」（1945年9月2日）末川博編『資料戦後二十年史 3 法律』日本評論社 1966年11月 25頁。

358) 「何応欽關於日本投降簽字地点等情致岡村寧次中字第19号備忘録」（1945年9月5日）中国第2歴史档案館編『中華民國史档案資料匯編 第5輯 第3編 軍事(1)』江蘇古籍出版社 1999年9月 762—763頁。

359) 「日本向中国投降降書」（1945年9月9日）前掲『中華民國史档案資料匯編 第5輯 第3編 軍事(1)』769頁。

360) 「岡村寧次關於日本投降出席代表名單復文」（1945年9月8日）前掲『中華民國史档案資料匯編 第5輯 第3編 軍事(1)』764頁。

361) 「中国戦区最高統帥蔣中正下達岡村寧次第1号命令」（1945年9月9日）秦孝儀主編『中国現代史史料叢編 第4集 光復台湾之籌劃與受降接收』台北 近代中国出版社 1990年6月 185頁。

362) 「陳儀接收台湾記実」<http://tw.people.com.cn/BIG5/26741/51057/51060/3634980.html>

堂にて執り行われた。陳儀は台湾省行政長官として、安藤利吉第19代台湾総督兼第10方面軍司令官に対し、「蒋介石中国戦区最高司令官兼中華民国政府主席及び何応欽陸軍総司令の命令、及び岡村寧次大将に宛てた各備忘録に従い、本官及び本官が指定する部隊及び行政人員は、台湾、澎湖列島地区の日本陸海空軍、及びその補助部隊の降伏を受け入れ、それと共に台湾、澎湖列島の領土、人民、統治権、軍政施設及び資産を接收する」³⁶³⁾ という「第1号命令」を下した。安藤はその命令受領証において、「本命令及び以後の一切の命令、規定及び指示に対し、本官及び本官が属し、あるいは代表する各機関、部隊の全官兵は、それを完全に執行する責任を負う」³⁶⁴⁾ として署名した。式典が終了した直後、陳儀行政長官はラジオ放送を通じて、「本日より台湾及び澎湖列島は正式に改めて中国の版図に入り、あらゆるすべての土地、人民、政事は中華民国国民政府の主権下に置かれた。この歴史的な意義を有する事実を、私は中国のすべての同胞及び世界に知らせる」³⁶⁵⁾ と厳正に宣言した。1945年10月25日を画し、日本の台湾に対する半世紀に亘る植民地支配の終焉が告げられ、台湾は再び祖国の懷に帰した³⁶⁶⁾。10月25日は「光復節」と名付けられ、国定記念日に制定された。

翌46年1月12日、中華民国行政院は、台湾住民の国籍に関する訓令を発し、「台湾の人々は元々わが国の国民であり、日本の侵略によって、中国国籍が喪失させられた。ここに国土が光復されたことにより、従来からわが国の国籍を有する全ての台湾の人々は、1945年10月25日を以て、わが国の国籍を一律に回復されるべし」³⁶⁷⁾ と宣告した。このような経過により、中華民国は台湾の自国編入措置を国内法的には完了せしめ、台湾をその一省にしたのである。

中国の台湾に対する領有権に対し、アメリカを含む列国は公認していた。1949年8月5日、アメリカ國務省は国民政府の腐敗ぶりを暴露した「中国白書」を公表した。その中で、台湾の帰属について、「カイロ宣言は『満州、台湾及び澎湖島は中華民国に返還さるべし』とする3首脳の『目的』を宣言した」³⁶⁸⁾ と指摘している。1949年10月23日、アメリカ政府は、内部通達の形式で在外公館及び軍関係者に「台湾政策参考資料」(Policy Information Paper—Formosa)を送付し、台湾の法的地位について、「台湾は政治的、地理的、戦略的、歴史的においても中国の一部である。……『カイロ宣言』、『ポツダム宣言』、日本の降伏文書はいずれも台湾の中国への返還を

363) 「行政長官致日方代表第1号命令」(1945年10月25日) 前掲『中国現代史史料叢編 第4集 光復台湾之籌劃與受降接收』202—203頁。

364) 「日方代表簽具之受領証」(1945年10月25日) 前掲『中国現代史史料叢編 第4集 光復台湾之籌劃與受降接收』203頁。

365) 「台湾省行政長官兼警備総司令陳儀正式宣布台湾日軍投降廣播詞」(1945年10月25日) 前掲『中国現代史史料叢編 第4集 光復台湾之籌劃與受降接收』201—202頁。

366) 中華人民共和國國務院台湾事務弁公室・中華人民共和國國務院新聞弁公室『一個中国的原則與台湾問題』2000年2月 http://www.gwytb.gov.cn/bps/bps_yzyz.htm#2

367) 「行政院恢復台湾同胞国籍令(行政院節參字第0397号訓令)」(1946年1月12日) 前掲『中国現代史史料叢編 第4集 光復台湾之籌劃與受降接收』211—212頁。

368) アメリカ國務省著・朝日新聞社訳『中国白書 米国の対華関係』(U. S. Department of State, United States Relations With China: With Special Reference to the Period 1944—1949) 朝日新聞社 1949年10月 60頁。

謳っており、戦後アメリカは中国の台湾接收を助けた」³⁶⁹⁾と明示している。翌50年1月5日、トルーマン米大統領は、いわゆる「台湾不干涉声明」において、「1943年12月1日の『カイロ宣言』の中で、合衆国大統領、イギリス首相、中国主席は、彼らの目的とするところは、日本が中国から奪取した領土、例えば台湾を中華民国に返還することにあると述べている。合衆国は、1945年7月26日の『ポツダム宣言』の調印国である。『ポツダム宣言』は、『カイロ宣言』の条項は履行されねばならないと述べている。日本は降伏の際、この宣言の規定を受諾したのである。これらの諸宣言に従って、台湾は蒋介石総統に引き渡された。そして、過去4年来、合衆国及び他の連合諸国は中国が、同島に対して権限を行使することを承認している」³⁷⁰⁾と、アメリカ政府は「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」の両宣言の束縛を受けていることと、台湾不干涉することを明言した。トルーマンはこの声明の背景を明らかにするため、同日アチソン國務長官に命じて、台湾の地位に関する声明を発表させた。アチソンは同声明の中で、「我々は、対外関係において節操がなければならないと信じます。また、他国の節操に対し敬意を払うべきものと信じます。……中国に関する、我々の立場に、いささかの疑念、いささかの疑問を招く余地もあってはならない、という点が重要であります。……今朝、大統領が指摘されたように、その会談〔カイロ会議一筆者〕の内容は、ポツダムでの宣言の中に盛り込まれ、その『ポツダム宣言』は、日本の降伏条件の1つとして彼らに伝えられ、受諾されたのであり、従って降伏は、それを基礎に行なわれたのであります。その後間もなく、台湾島は、明らかにされた宣言に従い、また降伏条件に従って中国に引き渡されました。中国は、4年間台湾に行政を行なってきました。合衆国も、また他のいかなる連合国も、いまだかつて、その権限と占領権に異論を唱えたことはありません。台湾が中国の一省に入れられた時、そのことについて、およそ法律家然たる疑問を出した人は誰もおりません。それは、公約に基づくものとして見なされたのであります」³⁷¹⁾と台湾は中国の領土であることをはっきりと認めている。

ところが、朝鮮戦争を契機として、アメリカはこのような台湾政策を一転した。朝鮮戦争勃発の2日後である6月27日、トルーマン大統領は、「朝鮮で、……政府の軍隊が、北朝鮮からする侵入軍の攻撃を受けた。……こういった状況の下で、共産軍による台湾の占領は、太平洋地域の安全及び同地域で合法的な、しかも必要な職務を遂行しているアメリカ軍隊に直接の脅威を与えることとなろう。従って私は、台湾に対するいかなる攻撃をも阻止するよう第7艦隊に命令した。……台湾の将来の地位の決定は、太平洋の安全の回復、日本との平和処理、あるいは国際連合の考慮を待って決定される」³⁷²⁾と台湾の中立化を声明し、「台湾帰属未定論」を唱え始めた。

369) U. S. State Department, Public Affairs Area—Policy Advisory Staff, Policy Information Paper Formosa, in *The China Lobby in American Politics*, Ross Y. Koyen, New York: The Macmillan Co., 1960, pp. 253-254.

370) “Statement by the President Truman” (Jan. 5, 1950) (U. S. Department of State Bulletin, Vol. XXII, NO. 550, January 16, 1950, p. 79).

371) 「台湾の地位に関するアチソン國務長官の声明」(1950年1月5日) 前掲『新中国資料集成』第3巻 39—40頁。

372) “Statement by President (Truman) on the Korean Question” (July 27, 1951) (Documents on 7

1952年5月28日、日本の岡崎勝男外相は衆議院外務委員会で、佐々木盛議員の台湾帰属問題に関する質疑に対し、1951年9月に調印された「サンフランシスコ平和条約」の第2条b項（日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する）及び1952年4月に調印された「日華平和条約」の第2条（台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される）を根拠とし、台湾の帰属は連合国が決める問題であって、日本は発言できる立場にない旨を答弁し³⁷³⁾、「台湾帰属未定論」を追隨した。その後の日本の歴代内閣も、旧植民地台湾への「郷愁」に基づいて、「台湾帰属未定論」を取り続けた³⁷⁴⁾。日本政府のかかる基本姿勢の背後には、将来台湾を再度日本の支配下に収めようとする戦略的な意図が潜んでいたと看取される。1972年3月6日、佐藤内閣は内外情勢に押され、① わが国は、サンフランシスコ平和条約により、台湾に対する一切の権利、権限を放棄しているのであるから、台湾の帰属については発言する立場にない、② しかしながら、「台湾が

、American Foreign Relations, Vol. XII, 1950, pp. 444-445).

373) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/013/0082/main.html>

374) 台湾帰属問題に関する日本の歴代内閣の見解は、以下の通りである。

1955年7月26日、下田武三条約局長は衆議院外務委員会で、岡田春夫議員の質疑に対し、「サンフランシスコ平和条約で日本は樺太や千島あるいは台湾、澎湖島に対する領土権その他の請求権を放棄しております。サンフランシスコ条約は放棄したというところですべてストップであります。あとはまだ未決に残しておるわけであります」と答弁している。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/022/0082/main.html>

1956年8月30日、中川融アジア局長は衆議院外務委員会で、岡田春夫議員の質疑に対し、「日華平和条約の問題でございますが、御承知のように平和条約は台湾、澎湖島を日本が中華民国に渡したという意味の規定はしていないのでありまして、台湾及び澎湖島についての日本の権原及び新南群島、西沙群島に関する権原を桑港条約の規定の通りに日本は放棄するというをまず大原則として規定しているわけであります」と答弁している。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/024/0082/main.html>

岸内閣

1960年3月8日 岸信介首相は参議院予算委員会で、小林孝平議員の質疑に対し、「日本としてはサンフランシスコ条約によって放棄しておる何であるから、これがどこに帰属するかということについて発言の何らの権利を持っておるわけでもないし、またそのことを言おうとしておるわけでもございません」と答弁している。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/034/0514/main.html>

池田内閣

1961年3月30日、小坂善太郎外相は参議院予算委員会第二分科会で、岩間正男議員の質疑に対し、「我々はサンフランシスコの平和条約の2条におきまして、台湾並びに澎湖島に関する権利、権原並びに請求権を放棄しておる、こういう立場にあるので、この台湾の帰属その他についてものを言う立場にないと、こういうことであるのであります」と答弁している。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/038/0522/main.html>

佐藤内閣

1964年12月9日、佐藤栄作首相は参議院予算委員会で、岩間正男議員の質疑に対し、「台湾につきましては、私ども日本はこれを放棄した、こういう状態があるわけでございます。そうして、この状態でその台湾についてのその後の処置については、日本は何も言うようなことはございません。また言うような立場ではございません。これは法律的にはそういうことが言えるわけであります。一応放棄した国、その国の立場においてはかように申し上げるのが適当だと思います」と答弁している。

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/047/0514/main.html>

中華人民共和国の領土である」との中華人民共和国政府の主張は、従来の経緯、国連において中華人民共和国政府が中国を代表することとなったこと等から、十分理解しうるところである、とする台湾帰属に関する統一見解を發表した³⁷⁵⁾。

前掲した大平外相の見解は「台湾帰属に関する中国側の主張は理解できる」という佐藤内閣の見解から一步進めたものであった。これによって中国側が提示した「中日復交3原則」に対する日本政府の姿勢は、大筋で受け入れる方向に固まったことになる。

話は戻るが、8月9日の大平外相の国会における答弁と8月15日の田中・孫平化会談を受け、8月16日、彭大使は国民政府の訓令に基づき再び大平外相を訪ねて、嚴重抗議を申し入れ、その趣旨を書いた次のようなメモランダムを手渡した。① 第2次世界大戦終結後に、中華民国政府と日本政府は日華平和条約を締結し、国交を回復して友好協力を保持すること20数年を経過したにもかかわらず、日本政府は近いうち中共偽政権と談判を進め、関係正常化の時点において、中華民国との国交を断絶し、日華平和条約は自然消滅するということを公然と發表した。かかる極めて非友好的な態度は両国の国交を損傷するものであるのみならず、両国人民の深い友好関係を破壊するものであって、中華民国政府と人民の容認できないところである。② 誠実に国際条約を守り、政治道德の普遍的法則に従うことは、現代文明国家の採るべき原則であって、日本政府のかかる背信行為は日本の建国精神に背反するのみならず、同時にアジアにおける安全平和に危害を加えることになる³⁷⁶⁾。

大平外相は、彭大使の抗議に対し、はっきりと「日中正常化は時の流れであり、中華民国との外交関係を維持し得ないことに関しては断腸の思いである」と言い切った。これに対し、陸軍大将である彭大使は強い口調で、「日本は中国を侵略した時、3ヵ月で中国を征服できると大言壮語したが、中国人は8年の徹底的抗戦で、ついに勝利を勝ち得たし、日本は敗戦の憂き目に遭った。それなのに日本は反省もせず、道義を弊履の如く捨て去り、共產主義者と手を握って、再びアジアに禍根を植え付けようとしている。中華民国と日本はなお国交があるのに、外相からこのような話を聞くのは心外であり、断腸の思いである。大平外相は将来総理総裁にもなる方であり、過去のような間違った方向を選ぶべきではない」³⁷⁷⁾と激しく応酬した。

8月22日、大平外相は参議院外務委員会で、石原慎太郎議員の「向こうが言っていた国交回復の3原則の日台条約の破棄という問題は、この際やはり明確にしないでけっこうであるという譲歩を十分彼らがしなくてはならぬ、またし得る政治状況にあると思う」との発言に対し、「私が申し上げられることは、中国は1つであるということ、そしてその1つの中国と日本との国交を正常なものにするという課題に取り組んでおると私は認識しておるわけでございます」³⁷⁸⁾と答弁した。

375) 楠田實編著『佐藤政権・二七九七』（下）行政問題研究所 1983年12月 349頁。

376) 前掲『梅と桜—戦後の日華関係』266頁。

377) 同上、267頁。

378) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/069/1110/main.html>

台湾が強く反発する中、台湾への特使派遣は切迫した問題となってゆく。そこで、田中首相は日韓条約の功労者の椎名悦三郎³⁷⁹⁾に台湾特使を引き受けるよう要請した。椎名悦三郎は自民党総務会で副総裁就任が決定した翌8月23日、特使の引き受けを承諾した。台湾訪問の準備の一環として、椎名は田中・大平の真意を確認しようとした。9月8日の椎名の日記には、「米国ノ真意ノ腹ハ何処ニアルカー。(一) 日米安保条約ヲ何処迄堅持スルノカ。(二) 台湾ハ現在ノママ、中国カラ独立シタ状態ニシテ置クノカ。以上二項目ニ付イテノ、米国ノ真意ヲ確カメタノカラ、田中ニ質スコトダ」³⁸⁰⁾という記述が見える。ところで、田中首相は、「一切を大平君に任せてある。大平君と打ち合わせてほしい」³⁸¹⁾と返答した。

その直後、六本木の料理屋で行われた大平・椎名会談では、椎名から「今度北京とこういうふうになり正常化するから、台北とは絶縁するというやり方は、ちょっとおかしいんじゃないか。ある日突然、もうお前さんの方とは付き合わぬ、というようなやり方でなく正常化する方法はないか」との質問が出された。これに対し大平は「片方を選択すれば、片方は断念せざるをえない。朝鮮半島でもドイツでもベトナムでも、分裂国家との付き合いはそれしかないと思う」³⁸²⁾と答えた。両者の話し合いは波長が合わない形で終わり、椎名は「内心激怒する思いにかられた」³⁸³⁾という。日華断交に進む大平外相の台湾問題処理の仕方は、その後の中原に鹿を追う上において、大きな重荷を追うことになった。椎名はこの時の大平外相の態度に強い不満を持ち、これは後に田中首相退陣の際、大平を後継首相に推さず三木武夫を推す「椎名裁定」³⁸⁴⁾を下す遠因になっ

379) 椎名悦三郎(1898—1979年)日本の政治家、岩手県生まれ。台湾と縁の深い後藤新平の甥に当たる。1923年東京帝国大学独法科卒、同年農商務省に入省(農商務省が農林省と商工省に分離した後は商工省に移る)。33年「革新官僚」の1員として「偽満州国」実業部に転出。商工省の先輩岸信介の下で、「偽満州国」統制科長、産業部鉱工司長を歴任、39年まで植民地経営を営む。以後の長い岸・椎名コンビが形成された。日本に戻った後、商工省総務局長、次いで岸商工相(東条内閣)の下で次官、更に軍需省次官を歴任、「金の岸、いぶし銀の椎名」と称される。太平洋戦争下の労働者不足を補う方策として、炭坑などへの中国人及び朝鮮人労働者の強制連行と強制徴用を強行。戦後公職追放に指名される。55年衆議院議員に初当選、以後連続8回当選。官房長官、外務大臣、通産相を歴任し、65年の日韓基本条約の立役者となる。72年8月自民党副総裁、74年12月自民党副総裁として椎名裁定を下し、三木内閣生みの親となる。76年12月第34回衆議院議員総選挙で敗北し政界引退を余儀なくされる。

380) 椎名悦三郎追悼録刊行会『記録 椎名悦三郎』下巻 1982年9月 160頁。

381) 柳田邦男『日本は燃えているか』(下)講談社 1986年9月 52頁。

382) 阿部穆『「台湾」問題に心砕いた大平外交』大平正芳記念財団『大平正芳 政治的遺産』1994年6月所収 413—414頁。

383) 前掲『記録 椎名悦三郎』下巻 161頁。

384) 1974年11月26日、田中角栄は正式に首相退陣を表明した。これを受けて、日本の政局は急速にポスト田中へと流れ込んだ。後継総裁を巡る争いは大平正芳、福田赳夫、三木武夫の3人の間で繰り広げられ、総裁選出の方法が大きな焦点となった。大平は総裁選挙を行えば多数を獲得できると読み、選挙による総裁選出を強く主張した。これに対し、福田と三木は、話し合いによる総裁選出を主張した。3者の確執が深まる中で、椎名悦三郎は党の副総裁として党内調整に乗り出した。12月1日、椎名は、大平、福田、三木、中曽根康弘の4実力者を招いて、「神に祈る気持ちで考え抜いた末、「清廉」であり、「党の体質改善」に取り込むに最も適任である三木武夫を推挙する旨の椎名裁定文を読み上げ、「椎名裁定」を下した。三木武夫は12月4日、自民党の両院議員総会で、第7代自由民主党総裁に選出された。そして、9日に召集された第74回臨時国会において、内閣総理大臣に指名された。

官公庁資料編纂会『歴代総理大臣史録 戦後編』2000年6月 393—396頁。

た³⁸⁵⁾。

椎名はその後、小谷豪治郎京都大学教授の仲介で、台湾工作員の齊世英と梁肅戎との面会を果たした。「断交通告が目的ならば、訪台の必要はない」と迫られたところ、椎名は「自民党は古い友人を見捨てないと決議したんだ。断交の通告なんかで行くのではない」³⁸⁶⁾と語気を荒げ否定した。台湾による椎名特使の受け入れ工作は自民党衆議院議員の水野清と自民党の若き職員の松本彥彦の折衝によって進められ³⁸⁷⁾、台湾は9月13日に椎名訪台受け入れを発表した。翌14日、「衆議院議員椎名悦三郎 中華民国政府首脳と会談のため派遣する特派大使を命ず」³⁸⁸⁾という日本政府の辞令が発され、椎名特使一行は9月17日に台北に到着した。

(3) 党内のコンセンサスの形成

田中内閣発足と共に田中・大平コンビは直ちに日中復交へ向けて党内のコンセンサス作りに着手した。7月13日、自民党執行部は党則81条に基づき、これまで政調会に付属していた「中国問題調査会」を総裁直属の機関として「日中国交正常化協議会」に置き換え、会長に小坂善太郎を起用した。副会長には、日中推進派と台湾擁護派のバランスが考慮され、古井喜実、田川誠一、川崎秀二、木村俊夫、江崎真澄、秋田大助、山田久就、北沢直吉、小川平二、塚田十一郎、後に宇都宮徳馬と大野市郎が加わり合計12名、事務局長は鯨岡兵輔であった。協議会の会員は7月24日現在249名（10月28日現在で、316名まで増加した）と自民党国会議員431人の過半数を超す大規模なものとなり³⁸⁹⁾、自民党内の日中推進派と台湾擁護派が殆ど参加した。以来自民党内の日中国交正常化に関する議論は同協議会を舞台とし、激しい議論が戦わされた。

7月24日、「日中国交正常化協議会」の第1回総会は、田中首相、大平外相が出席のもとで開かれた。その席上で田中首相は、① 日中関係正常化の機は熟している、② 中国が提唱している平和5原則に何ら異議はなく、対日復交3原則についても十分理解できる、③ 日中国交正常化は吉田内閣の平和条約締結、鳩山内閣の日ソ国交回復、岸内閣の安保改定、池田内閣のOECD加盟、佐藤内閣の日韓条約及び沖縄本土復帰に並ぶ大事業なので、党、政府としても慎重かつ勇断をもって臨みたい、等10項目にわたる政府側の基本方針を明らかにした。次いで大平外相が挨拶に立ち、日中国交正常化の機が熟したと判断する理由として、① 中国をめぐる国際情勢＝中国政府承認国が72ヵ国に達した、② 中国の国連入り、③ 米中接近、④ 国内世論の変化、⑤ 中国の対日認識の変化、という5つの変化を指摘した上で、「日中国交正常化は中国との間に善隣友好を築くかどうかの大事業であり、全外交機能を傾けてこれに取り組む考えである」³⁹⁰⁾との

385) 永野信利『天皇と鄧小平の握手 実録・日中交渉秘史』行政問題研究所 1983年4月 50頁。

386) 前掲『日・中・台視えざる絆 中国首脳通訳のみた外交秘録』107—109頁。

387) 水野清「日中問題、椎名さんと大平さん」自由民主党編纂『自由民主党党史 証言・写真編』1987年1月所収 239頁、松本彥彦『いま明かす日台断交秘話』三弥井書店 1996年4月 146頁。

388) 『官報』第13723号 1972年9月19日 13頁。

389) 自民党日中国交正常化協議会『「日中国交正常化に関する意見」集』1972年10月 125頁、129頁。

390) 「三原則は十分理解 首相表明」『日本経済新聞』1972年7月24日夕刊、宇佐美滋「自民党政権の対中政策の変遷」『国際問題』NO. 153 1972年12月 20頁。

決意を表明した。小坂会長は挨拶の中で、「9月10日をメドに正常化の基本姿勢を決めたい」と反対派の機先を制して宣言し、「日中国交正常化の機は熟しているとの認識に立って、この際、政府は日中間の国交正常化を目指して慎重な努力をすべきである」という総会申し合わせをまとめた。8月2日、同協議会の正副会長会議では、①日中国交正常化は行なう、②総理は国交正常化の基本問題について双方隔意のない意見の交換を行なうため訪中する、との2項目を合意事項として採択した³⁹¹⁾。

しかし、一見スムーズに進むかに見えた党内調整は、やはり台湾問題を巡り、大平外相を呻吟させることになった。台湾との関係を重んずる自民党内の台湾ロビーは大平外相が主導する日台断交による日中国交正常化を図るという方針にたまりかね、必死に巻き返した。自民党内の台湾ロビーには岸信介、佐藤栄作、石井光次郎、灘尾弘吉、北沢直吉、田中龍夫、大野市郎らを中心とする戦前派の長老組と、中川一郎、渡辺美智雄、藤尾正行、中尾栄一、浜田幸一、石原慎太郎、玉置和郎らを中心とする戦後派組があって、それぞれニュアンスを異にしていたが、日台外交関係の断絶が日米安保に影響すること、敗戦直後の日本に示された蒋介石の恩義を忘れるべきでないこと、等で日中関係の早急な正常化に反対する点では一致していた³⁹²⁾。

7月24日の協議会初会合後、岸、賀屋ら19人は直ちに「外交問題懇談会」³⁹³⁾を開き、①中国の言う複交3原則は鵜呑みにできない、②台湾切捨ては認められない、古い友人(台湾)を大切すべきだ、③日中国交正常化の進め方はテンポが早すぎる、④日米安保条約で言う「極東範囲」には台湾、韓国が入っているので、日米安保体制の基礎が崩れないように配慮すべきだ、等の厳しい注文をつけた。そして、彼らは「外交問題懇談会」を拠点として、大平外交に対し監視の姿勢を強め始めた³⁹⁴⁾。

8月3日、大平外相は「わが国の中国政策について」を携えて、「日中国交正常化協議会」の常任委員会に出席し、「中華人民共和国は、中国を代表する唯一の政府である。中国に2つの政権はあり得ず、中華人民共和国と国交正常化した暁には、台湾との外交継続はあり得ない。台湾との関係は、貿易、経済関係に限られる」³⁹⁵⁾と明確に政府の基本方針を説明した。また、外相は、前月22日の大平・孫平化会談に触れ、孫平化から周恩来総理の意向として、田中首相に訪中要請が正式にあったことを明らかにし、「これに対して、なるべく早く返信をしなくてはならない」³⁹⁶⁾と述べた。

391) 「自民党30年の検証 ⑦ 日中国交回復」『月刊 自由民主』NO. 354 1985年7月 176頁。

392) 自由民主党編纂『自由民主党党史』1987年1月 582頁。

393) 1971年3月に発足した日台政策研究グループである。石井光次郎を座長とし、岸信介、賀屋興宣、灘尾弘吉ら49名が参加した。外交問題懇談会は、主流派の色彩が濃く、福田派より12名、佐藤派より11名が参加しており、反主流派らの参加は僅か1名であった。

武見敬三「自由民主党と日中国交正常化——複合的政策決定における妥協の構造」『慶応大学法学研究』第54巻第7号 1981年6月 38頁。

394) 「日中正常化 監視の姿勢強める」『朝日新聞』1972年7月25日。

395) 「台湾断交 タカ派が反発」『読売新聞』1972年8月4日。

396) 同上。

大平外相の説明は台湾ロビーを激怒させ、協議会は一時紛糾した。「台湾と日本との関係がこれまで通り維持できるよう努力すべきだ。努力もしないで、最初から実質的に維持できないと決めてかかるのはおかしい—藤尾正行」。「日台条約というものも、当然、新政権に受け継がれていると考えるべきだ。それでもなお、政府は不法かつ無効なものと考えろというのか—渡辺美智雄」。「国交断絶というのは、国際信義上相手国に非礼なことがあってはじめて出来るものだ。台湾は何も非礼なことをしていないのに、日本側が最初から台湾を放棄するというのは、土下座外交以外の何物でもない—賀屋興宣」。「政府は中国に全面降伏するのか—菊池義郎」。「台湾は将来、独立する場合だってありうるのだ。今さら、中国に気兼ねして日台条約は無効だ等と言うのはおかしい—中山正暉」³⁹⁷⁾等と激しく大平外相に噛みついた。これに対し大平外相は、「東京政府は日本の唯一合法政府なんて言う原則を改めてたてる必要がない。外交は勿論国益を守るため対等にやるべきで、日本はそういう大原則をもってやればいいのだ」³⁹⁸⁾と頑として譲らなかった。8月7日、田中首相も内閣記者との懇談の際、「中国と国交を持った国で国府との関係をそのままにしている国はなく、日本も例外たり得ない」³⁹⁹⁾と語り、自民党内の台湾ロビーを牽制した。

8月4日、大平外相は閣議で、日中国交正常化の現段階における政府の基本方針と、今後の取り組み方について報告した。大平外相は其中で、3日の自民党の日中国交正常化協議会で説明した①「日中復交3原則」は、基本的認識として十分理解できる、②日中間の外交関係が樹立されれば、台湾との外交関係は持続し得ない、③台湾との貿易、経済関係等については現実的に解決する—との線で外務省が検討していることを強調した上で、「日中正常化問題は核心に触れており、近く最終的な方針を閣議にはかる」⁴⁰⁰⁾と報告した。

8月10日、同協議会の常任理事会で、台湾ロビーは大平外相の8月9日の参議院決算委員会における「日台条約は失効」旨とする答弁を捉えて、「大平外相は、公的な立場で、台湾との外交関係が切れるようなことを言っているが、この協議会で結論が出る前にいろいろ言うことは、とんでもないことだ」⁴⁰¹⁾と強く反発し、8月15日の次回常任幹事会に大平外相の出席を求めて、見解を質すことになった。

田中・孫平化会談の持たされた8月15日、台湾ロビーは同協議会の常任理事会の席上、大平外相を激しく追及し、「日華平和条約」の取扱いを巡って激論が戦わされた。会議の席上、台湾ロビーは次々と立ち、「外相は参院決算委員会で『日台条約』という言葉を使っている。公的な場では俗語でなく、『日華平和条約』というべきではないか—浜田幸一」。「日中国交正常化を二者択一とすることは大変なことだ—賀屋興宣」。「外相の言う通りであれば、事実上、中華民国と国交断絶することになる。そんなことをいつ決めたのか」。「日華条約の廃棄は憲法に抵触するのではないか—中川一郎」。「[日華平和条約] 廃棄が憲法に抵触するというのなら、とても正常化等

397) 「対中消極派の発言目立つ 自民正常化協」『朝日新聞』1972年8月4日。

398) 平野実『外交記者日記 大平外交の2年』(上) 行政通信社 1978年8月 38—39頁。

399) 「日中正常化実現すれば 台湾との関係は消滅 首相見解」『日本経済新聞』1972年8月8日。

400) 「近く最終方針を決める 外相 閣議で報告」『毎日新聞』1972年8月4日夕刊。

401) 「『台湾』で強い慎重論 自由日中正常化協議会 外相出席を求める」『毎日新聞』1972年8月11日。

望めない一浜田幸一」。「日本にとっての恩人は毛主席ではなく、日華条約を結んだ蔣総統だ一源田実」と大平に詰寄った。大平外相は「中国は1つである。中華人民共和国政府は中国を代表する唯一の政府である。双方〔北京・台湾〕とも正常化することができれば、それは望ましいが、とてもそれはできない。双方ともにそれは許さない。結局二者択一にならざるを得ない。……中華人民共和国政府と正常化した暁には日華条約は存続し得ない」と「日華平和条約」を廃棄する意を重ねて表明した。これに対して、中川一郎は「これでは根本的に違う。発言の取消しを求める」と叫んだ。大平外相は「取消す考えはない。……〔日中〕正常化の暁には、『日華平和条約』は今のまま存続することはあり得ない」と発言の取消しを峻拒した。中山正暉は「それでは日華条約の破棄を前提にした正常化ではないか。発言の取消しを検討してほしい」と改めて発言の取消しを迫ったところ、大平外相は「認識が違うと言われたのでは、全てが違ってくる。この認識の上に立って正常化を進めている。変える考えはない」と揺らぎない信念を貫き、日中国交正常化は動かせない時の流れであることを改めて示した。賀屋興宣は「変える気もないというのは、こんな協議会を開く必要はないではないか」と火を噴いた。協議会が騒然とする中、大平外相は退場した⁴⁰²⁾。

翌16日、「日中国交正常化協議会」は大平外相に対し、① 外相が日中正常化問題で発言する場合は同協議会の意向を十分尊重する、② 協議会で発言する前に外部で断定的な意見を述べないとの2点を申し入れた⁴⁰³⁾。一方、同日、賀屋興宣は記者会見し、台湾問題について、「中国との国交が正常化しても、台湾との外交関係を断つことは避けるべきだ。現実には、中国には2つの政権が存在するのだから、2つの政権と国交を結べばよい。……台湾に対する説得には、我々が手伝ってもよい」⁴⁰⁴⁾と語った。

台湾問題を巡って自民党内に大荒れが続く中で、8月15日、外務省は8月8日に賀屋興宣らから提出された台湾処理に関する10項目の疑問点に対する答弁書を自民党に提出し、複雑な事態に輪をかけることになった。台湾問題処理に関する外務省の答弁書の要旨は以下の通りである⁴⁰⁵⁾。

1. (問) 日中国交正常化と国民政府との断交は不可分のものか。もしそうだとすれば、正常化それ自体が問題になる。
(答) いかなる国も、中華人民共和国と中華民国の双方と同時に外交関係を持つことは、両者の基本的考え方からして有り得ないことであり、また実際問題として、1949年中華人民共和国成立以来、いまだかつて、双方と同時に外交関係を持った国はない。
2. (問) 中国が1つであるという前提はそれでよいのか、現実には中共、台湾、モンゴルと3つの国がある。いかなる理由で「1つの中国」を日本が守らなければならないか。

402) 「条約“失効論”貫く 外相、賀屋氏らに反論」「国府と戦争状態復活だ かみつく台湾擁護派 日中正常化協やりとり」『毎日新聞』1972年8月16日。

403) 「台湾処理 党の意向は十分尊重」『朝日新聞』1972年8月17日。

404) 「暫定的“2つの中国” 賀屋氏が主張」『朝日新聞』1972年8月17日。

405) 「台湾問題の政府統一見解全文」『日本経済新聞』1972年8月16日、「台湾処理 外務省の回答内容」『朝日新聞』1972年8月16日。

（答） 中華民国政府も中華人民共和国政府もともに従来から一貫して中国は1つであると主張している。つまり、両当事者が2つの中国という考え方にはあくまで反対するという建前を取っている以上、わが国がこれに反対することは適当でないと考える。

- 3.（問） 中国を新しい国家として認めるのか。中華民国の継承国家として認めるのか。中国を中華民国の継承国家として認めるとすればいつから継承したと見なすか。

（答） わが国が中華人民共和国政府を承認するという事は、わが国にとって、これまで中国の正統政府であった中華民国政府に代って、中華人民共和国政府が中国の正統政府となることを意味するだけのことであって、中国（あるいは中華人民共和国）が新しい国家として認められるということではない。現在、中華民国政府が代表する中国（即ち中華民国）もわが国の承認後の中華人民共和国政府によって代表される中国（即ち中華人民共和国）も同一の国家であって、「継承」の問題は起こらない。

- 4.（問） 日華平和条約は日中国交正常化の結果、無効になるという見解を取るのか。自然になくなるのか。廃棄するのか。この問題は戦争状態の問題と関係するが、日中国交正常化との関連において戦争状態の問題をどう解釈するのか（アンダーラインは筆者、以下同じ）。

（答） 凡そ条約は国際間のものであり、日華平和条約もその例外ではないので、日中国交正常化に伴い、同条約が国際法上自然効力を失うということにはならない。

- 5.（問） 国府との関係は自然に切れるか。それとも日本から断交するのか。その場合、国府は報復措置を取ると考えているのか）

（答） 中華民国とわが国との外交関係がいかなる形になるかについては、今後のわが国と中華民国側及び中華人民共和国との話し合いの結果如何によると考える。

台湾問題処理に関する外務省の答弁書による「日華平和条約」に対する解釈は、田中首相と大平外相が重ねて表明した「日華平和条約」廃棄論を正面から否定するものであり、史実を覆したものである。

話は少し遡るが、1971年12月2日、大平は自民党本部で開かれた「政党政治研究会」の会合で、日中間の戦争終結問題について、「我々は政治家であり、外務省の役人ではない。国内にも国外にも日中間の戦争状態の終結は済んでいないという意見がある以上、こうした不満を取除くのが政治家の責任だ。条約（『日華平和条約』一筆者）が立派にできているから、それで済んだと、収まっている訳には行かない。ハラの底から、これで戦後は終わったということにしたい」⁴⁰⁶⁾と述べ、人民中国との間に何らかの形で戦争状態終結の条約を結ぶ必要があるとの見解を明らかにした。

外務当局がわざわざこのような見解を持ち出したのは、戦争終結問題が日中国交正常化交渉での大きな焦点になると予想され、中国大陸との間の戦後処理を封印しようとする意図が透けて見える。

406) 「日中戦争まだ終わらぬ 大平氏が見解『終結条約』結ぶ必要」『朝日新聞』1971年12月2日夕刊。

前述のように、1951年12月24日、吉田茂はダレス宛の書簡を発した。後に「吉田書簡」と呼ばれるこの有名な書簡において、吉田は、「日本政府は、究極において、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和及び通商関係を樹立することを希望するものであります」と前置きしながら、「国際連合において中国の議席、発言権及び投票権をもち、若干の領域に対して現実に施政の権能を行使し、及び国際連合加盟国の大部分と外交関係を維持している中華民国国民政府と、……わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従って、両国政府の間に正常な関係を再開する条約を締結する用意があります。この二国間条約の条項は、中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり又は今後入るべきすべての領域に適用があるものであります」⁴⁰⁷⁾と明記した。つまり、日本は台湾の国民政府と平和条約を結ぶことの虚構性を認識し、なおかつこれを選ばざるを得ない日本の苦渋と、これを何とか正当化しつつも、虚構の幅をできるだけ狭くする努力のあとを示している。この文言は後に「日華平和条約」の適用範囲の取り決めとされ、条約の性格を律するものであった。

翌52年1月26日、吉田は参議院本会議で、岡本愛祐議員の「国民政府を中国の統一政府とみなし条約を結ぶというのでなく、限定された地域を領土とする国民政府と平和条約を結ぶものであるのでしょうか」という質疑に対し、「善隣の誼から申しても、日本の歴史的地理的關係から申しても、最も親善なる関係に入りたいということは私も念願しております」と中国大陆との関係の改善に留意し続けると表明した上で、「台湾政府との間に或る条約を結ぶということと、平和条約にいわゆる中国政府、中国を代表して、そうして日本と平和条約に入り込むという、その政府とは意味が違っております。現在台湾政府が或る地域において統治の実権を握って統治をいたしておる。その事実に基づいて、善隣の関係から、その関係をよくするためにこの条約を結ぶというのであります。……中国のどの政府を中国の代表政府として考えるかという条約上の問題と、台湾政府に対して、或る条約関係をこしらえるということは、別問題である」⁴⁰⁸⁾と答弁した。同年2月20日から開始された日華平和条約締結交渉の過程において、日本側は「吉田書簡」を指導方針として貫徹し、その肝心な部分となる適用範囲については、例え一文字と言えども修正の要請に応じず、終始強い姿勢を貫いた。その日本側の強硬な姿勢には、中国大陆との関係に余地を残そうとする大きな背景があった⁴⁰⁹⁾。

1952年4月28日、「日華平和条約」の調印と同時に交換された「日華平和条約に関する交換公文（第1号）」では、「条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある」⁴¹⁰⁾と条約の適用範囲を規定した。即ち、日本は「吉田書簡」

407) 「吉田内閣総理大臣のダレス米大使宛て書簡」（1951年12月24日）前掲『日中関係基本資料集 1949—1979』28頁。

408) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/013/0512/main.html>

409) 殷燕軍『日中講和の研究——戦後日中関係の原点』柏書房 2007年3月 130頁参照。また、日台双方が条約の性格、適用範囲と賠償問題などを巡る攻防については、同書第4章が詳しい。

410) 「日華平和条約に関する交換公文（第1号）」前掲『日中関係基本資料集 1949年—1997年』35頁。

と「日華平和条約に関する交換公文（第1号）」において、中国本土を条約適用地域に入れないことをはっきりと書きとめ、実情のままで国民政府を限定承認するという立場を取った。「吉田書簡」の当事者の一人であったダレスは、早くも1951年7月3日、顧維鈞中華民国駐米大使との会談で、「台湾を統治し、国際上多くの国に承認されている国府が、日本と講和条約を締結することには理があるが、しかし同条約が大陸全土或いは華北地域にも効力があり、それらの地域を代表できるとは虚構だ」⁴¹¹⁾と後に締結された「日華平和条約」の適用範囲問題を提起している。

1952年6月26日、参議院外務委員会において、曾祢益議員は日華平和条約の適用範囲とその性格について吉田首相に質疑した。「ただ一点です。従って非常に俗語で申し上げますが、この日華条約のいろいろなテクニクや綾にかかわらず、この条約によって日本政府は、この中華民国国民政府というものを全面的な中国の主人として承認したものではない、こう考えますが、その点は総理のはっきりしたお考えを、イエス・オア・ノーでお答え願いたい」と質した。この質問に対し、吉田は誤解の余地のない言葉で、「これは条約にもはっきり書いてありますが、現に中華民国政権の支配しておる土地の上に行われる事実を認めて、その支配せられておる領土を持つ中華民国との間に条約関係に入る。将来は将来であります。併し目的は終りに一中国全体との条約関係に入ることを希望して止まないのであります」と答えた。曾祢は更に、「総理が、差紙でお話しにならないで、ずばりと言え、全面的な承認ではないとこういうことでございましょう」と詰めて正すと、吉田は、「そういうことです」と日華平和条約の限界を認めた。曾祢も「結構です」と納得した⁴¹²⁾。

吉田は、回想録の中でも「要するにこの条約は、台湾と澎湖島を現に支配している国民政府との間の条約であり、将来は全面的な条約を結びたいけれど、調印された条約としては、国民政府を全中国の代表政権として承認したものではなかった。これらの点については、条約審議の衆参両院でも、私は機会ある毎にこれを明らかにした」⁴¹³⁾と断言している。

西村熊雄外務省条約局長は、「日本政府が最も苦心した点は『この条約締結が将来の日中正常化の妨げになってはいけない』ということだった。その配慮の表れが、同条約の適用範囲は『中華民国政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域』に限る旨を交換公文ではっきりさせたことだ。だから、この条約は、あくまで限定条約で、大陸中国には効力が及ばないというのが当時の政府の見解だった」⁴¹⁴⁾と確言している。また、西村は『日本外交史 第27卷 サンフランシスコ平和条約』においても、「吉田書簡に基づいて結ばれた日華平和条約は、付属交換公文に明らかにされているように、国府の現実の支配下にある地域と日本との間だけの妥当し中華人民共和国の支配下にある地域には何ら法的効果を及ぼさないものである」⁴¹⁵⁾と記して

411) 中華民国外交問題研究会 中日外交資料叢編(8)『金山和約與中日和約的關係』台湾 1966年8月 142—143頁。

412) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/013/0082/main.html>

413) 吉田茂『回想十年』第三卷 東京白川書院 1983年1月 76頁。

414) 「あくまで限定条約と考えた」『読売新聞』1972年9月9日。

415) 前掲『日本外交史 第27卷 サンフランシスコ平和条約』320頁。

いる。

「日華平和条約」の適用範囲の規定により同条約に対する法的解釈が制限されていることが銘記されなければならない。日本は政治的には台湾を選択したが、蒋介石が唱える「大陸反攻」が成功しない限り、「日華平和条約」の関係条項を如何に解釈しても⁴¹⁶⁾、その法的拘束力は、台湾、澎湖諸島に限られ、中国本土には全く効力が及ばないのは明らかである。ちなみに、中日間の戦争終結や賠償放棄の諸条項の法的効力も、台湾、澎湖諸島及びその附属列島等中国領土の極一部に限られ、全中国との戦争状態の終結、賠償問題等の諸問題は、未解決のままになっているのはあまりに明白である。換言すれば、「日華平和条約」により全中国との戦争終結や、賠償問題は解決済みとする日本外務省の主張は、正にダレスが言ったように「ただの一種の虚構」に過ぎないと言えよう。

虚構に立つ外務当局の条約論は、自民党内の台湾ロビーを勢い付けさせるのに一役買う形となった。8月29日、日中国交正常化協議会の常任幹事会において、台湾ロビーは日台外交関係の存続、台湾の独立を勧告すべきだといった強い要求を出した。これに対し、大平外相は「中国問題は台湾だ」。「中華人民共和国との正常な国交が結ばれば、台湾との外交関係は維持できない。外交関係とは、大使交換、条約を言い、政府は『2つの中国』や『1つの中国、1つの台湾』という考えはない」⁴¹⁷⁾と一蹴し、台湾ロビーを激高させた。当日の協議会の模様について、大平の秘書官であった森田一は、「カタ派議員の猛反発により大荒れに荒れる」⁴¹⁸⁾と日記に記している。そして、8月31日の同協議会では、小坂らの「不信任動議」が出されるに及んだ。

森田一は、「日中国交正常化を煮詰める段階において、田中及び大平が最も警戒していたのは党内台湾ロビーの長老達の出方であった。しかし、国を挙げて日中国交正常化を歓迎していたので、岸、佐藤などは表に出て反対することができなかったが、彼らは後に青嵐会の中心メンバーとなる若手議員らを操り、台湾との外交関係の存続を強く要求し続けた」⁴¹⁹⁾と証言する。

台湾ロビーが強く反発する中、田中・大平は台湾ロビーの分断作戦に乗り出した。真鍋賢二は、「田中と大平は、中川一郎、渡辺美智雄、浜田幸一らの若手議員を中心とする台湾ロビーの前衛部隊を説得の対象と選定した。説得に当たって用いた理論の一つは、日中国交正常化は世論の要請であり、日中国交正常化が実現すれば、次の総選挙での大勝に繋がる。従って、日中国交正

416) 浅田正彦は「日華平和条約と国際法 1—5」〔『京都大学法学論叢』第147巻第4号(2000年6月)、第151巻第5号(2002年8月)、第152巻第2号(2002年11月)、第152巻第4号(2003年1月)、第156巻第2号(2004年11月)〕という長文において、全く杜撰で強引なこじつけの論法を展開し、「日華平和条約」の適用範囲を恣意的に解釈している。浅田は「日華平和条約」の法的効力が中国本土にも及ぶと主張すると共に、日中間の戦争終結、賠償問題を含む戦後処理は「日華平和条約」より解決済みであると論弁している。しかるに、浅田の謬論は、中国人強制連行・西松建設訴訟に関する最高裁判決でさえ否定している。

417) 「“台湾”で字句修正 前文ただし 擁護派が突上げ」『毎日新聞』1972年8月30日。

418) 『森田一秘書官日記』(1972年8月29日条)前掲『森田一秘書官日記』(1972年7月7日—1973年9月19日)。

419) 森田一(大平正芳の娘婿)・元大平秘書官へのインタビュー記録。2004年7月30日、衆議院第一議員会館213室にて。

常化を支持するか否かは、将来君達の党内政治上の利害得失にかかわるものであるというものである⁴²⁰⁾と回想する。浜田幸一は回想録の中でも、「これから世界が変わろうというのに、お前ら、そんなことを言っているようじゃ駄目だ。議員になったばかりの連中が、何を言うか」⁴²¹⁾と田中から一喝されたことを記している。田中・大平の分断作戦は功を奏し、台湾ロビーの中の若手グループが軟化し、これまで最も理論的に大平外相を攻撃していた賀屋グループもなすすべを失った。

両派の論争に終止符が打たれたのは、9月5日に開かれた同協議会の常任幹事会である。この日、「正常化基本方針案」として、賀屋興宣案、中川一郎案、河野洋平案、そして小坂会長案の計4案が出され、その取り扱いを巡ってまた一荒れしような雰囲気であった。しかし、台湾ロビーも、声が大きくても時の大きな流れに逆らっている焦燥感はおおいようがなかった。中川一郎、渡辺美智雄は「会長案の字句で解決しよう」⁴²²⁾と提案した。これが通った小坂案が、同協議会の基本方針として可決された。9月8日、同協議会で「日中国交正常化基本方針」⁴²³⁾が承認され、同日総務会が党議として採択した。その内容は次の通りである。

日中国交正常化交渉にあたり、わが国政府は左記の諸点に留意すべきである。特に、わが国と中華民国との深い関係に鑑み、従来の関係が継続されるよう十分配慮の上交渉すべきである。

記

- 一、日中正常化は、国連憲章、バンドン十原則に基づいて行なわれるべきである。
- 二、相互に異なる体制を尊重し、内政に干渉せず、友好国との関係を尊重する。
- 三、相互に武力及び武力による脅迫は行使しない。
- 四、相互に平等な経済的・文化的交流の増進につとめ、差別的取り扱いをしない。
- 五、相互にアジアの平和と繁栄のため協力する。

玉虫色のあいまいな前文の「台湾との従来の関係を継続する」という点について、小坂は「それは、台湾との“良い関係”を継続することである」⁴²⁴⁾と答弁して押し切った。それによって、田中内閣は対中国交正常化と首相訪中を必要とする党内手続きを済ませた。

ところで、総裁選後沈黙を続けた福田赳夫が、同協議会の審議も大詰めを迎えた9月5日に記者会見し、「日中関係については、国際信義にもとることをしない、というのが大前提となるはずだ。私は国民政府（台湾）の扱いで慎重を期する、国際関係とくに米国の理解、協力を求める

420) 真鍋賢二・元大平秘書官、元日中友好議員連盟副会長へのインタビュー記録。2004年8月3日、参議院議員会館716室にて。

421) 浜田幸一『永田町、あのときの話——ハマコの直情と涙の政界史』講談社 1994年2月 40頁。

422) 早坂茂三『政治家田中角栄』中央公論社 1993年3月 378頁。

423) 「日中国交正常化基本方針」(1972年9月8日) 自由民主党編纂『自由民主党党史 資料編』1987年1月 680頁。

424) 小坂善太郎「日中国交正常化協議会の会長として」前掲『自由民主党党史 証言・写真編』1987年1月所収 230頁。

こと、中国との間で相互内政不干渉をはっきりさせておくこと、の3つを原則とすべきだと考えてきたが、特に台湾を弊履の如く切り捨ててはならない。私はこの3つの原則に基づく国交正常化は可能だと思っている。私のこの考えは私の派の同志が協議会等でも発言しているが、政府が私の考えと違う交渉方針を固めるようなら、改めるよう申し入れる」⁴²⁵⁾と含みのある発言した。

同協議会の副会長を務めた田川誠一は、当時の模様について、「大平さんの台湾問題に関する決意表明に対して、台湾擁護派は強く反発し、協議会は一時紛糾した。大平さんは台湾擁護派から袋叩きにされ、目茶苦茶に指弾されながらも、微動だにせず頗る明快に、また理路整然と所信を述べた。『日中両国の平和的な友好関係の構築は、日本国にとって運命を左右する死活問題であり、日中国交正常化は断固としてやる』と一歩も後へ退かなかった。大平さんの日中復交をやり抜こうという毅然とした態度に対して、私は一種のコンプレックスを覚えた」⁴²⁶⁾と振り返る。

(受付 2007年8月31日)

425) 「台湾切捨てに反対 福田氏が批判」『朝日新聞』1972年9月6日。

426) 田川誠一・元新自由クラブ代表へのインタビュー記録。2004年12月24日、桜田会にて。